

# IV 後期基本計画





## 第1節 郷土の<sup>なりわい</sup>生業を創る

### 1 農林業

#### 【現状と課題】

当町の農業は、春から夏にかけて吹く「やませ」による冷涼な気候で品質よく育つこかぶ、ながいもを中心に展開されています。ゆうき青森農業協同組合野辺地支所が取り扱う野菜類は、最近では10億円以上の販売額を達成しており、特にこかぶは、平成24年8月に「野辺地葉つきこかぶ」として商標登録、ブランド化され、首都圏や関西方面で販売されています。

しかし近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっています。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷、農産物輸入の自由化や地域間競争の激化などにより、農業経営は厳しい状況に置かれています。こうしたこともあり、平成22年4月には近隣の農業協同組合などの生産団体5団体が合併し、生産・販売などの面から農業経営の強化を図っています。

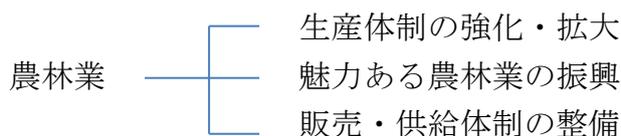
一方で、農地の集約化と認定農業者・集落営農組織の育成・支援に取り組んできましたが、将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっています。

今後は、食の安全に配慮した自然循環型農業の展開や農地の流動化と集積、農地の保全、安定的な収入の確保、地産地消への取組みなど、営農の様々な課題への対応が求められています。

また、林業については、近年の木材価格の低迷や山林所有者の高齢化などにより、手入れが不十分な森林が増えてきていることから、適正な森林施業に努めていく必要があります。

畜産については、飼養農家数、生産額とも減少傾向にあり、今後は、地域の特性や経営形態に応じた多様かつ合理的な経営を促進しながら、産地力の強化を図っていく必要があります。

#### 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 生産体制の強化・拡大

- ① 町全域を対象とした「人・農地プラン」に基づき、「農地中間管理機構」を活用した農地の利用集積を進め、「耕作放棄地対策協議会」の活動の強化を促進して耕作放棄地の発生防止を図るとともに、土地利用の高度化の基本となる農業生産基盤の円滑な整備促進を図り、遊休農地の活用に努め、農地の有効利用を促進します。
- ② 循環型・環境保全型農業を推進して認定農業者・認定新規就農者の掘り起しを行い、また、青年就農給付金などの制度を活用して農業後継者や新規就農者の確保や、次代の農業を担う担い手の確保・育成を図るとともに、集落営農組織などへの組織化の促進や、農作業の省力化・合理化に努め、高齢者や定年退職者、女性などが農業に従事できるよう、農作業の受委託体制の整備や家族経営協定の締結などの条件整備を進めます。
- ③ 耕畜連携により、高品質で安価な堆肥を製造・供給し、農薬・化学肥料の削減と畜産排泄物の有効活用に繋げ、循環型・環境保全型農業の構築を目指します。
- ④ 生産から流通までの合理化を図るとともに、生産物の質的拡大による経営の安定化を促進します。また、多業種との連携による、地場産品（加工品等）の開発、販売を推進します。
- ⑤ 野辺地葉つきこかぶやながいもなどの、郷土特産農作物生産の維持拡大に必要な支援に努めます。

### ■ 魅力ある農林業の振興

- ① 土づくりの重視と有機・減農薬作物の奨励、使用済み農業用資材回収の徹底など、人と環境にやさしい農業生産の振興を図ります。
- ② 森林資源の保全・整備を図るため、関係団体と連携して、適正な保育・間伐と計画的な伐採に努めます。

### ■ 販売・供給体制の整備

- ① 町内の学校給食などへの農産品等の販売を強化し、地産地消の拡大に努めます。
- ② 小規模経営体の組織化を図り、簡易加工品を含めた生産物の販売体制の構築について検討します。
- ③ 優良な農作物の安定的な生産と的確なマーケティングにより、野辺地ブランドの一層の振興を図ります。
- ④ 多業種との連携による、地場産品（加工品等）の開発、販売の推進や、産直や契約栽培・販売など、流通システムの多面化を図るとともに、新しい特産品の開発を進めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 循環型・環境保全型農業を推進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の発生防止に努めます。
- ② 農業後継者、認定農業者、認定新規就農者等に意欲のある方の情報収集に努め、作業体験等の場を提供して協力するほか、関係機関と協力して、担い手の確保に努めるなど協働します。
- ③ 新たな特産品や流通ルートの拡大に興味を持ち、必要な支援を受けて取り組むなど、自ら一員となってまちおこしに協力します。
- ④ 野辺地ブランドの確立に協力し、共に地場産品を県内外へアピールします。

## 2 水産業

### 【現状と課題】

当町の海面漁業形態は、ホタテガイの養殖漁業を中心に、小型機船底曳網や刺網などの漁船漁業となっています。水揚量では、ホタテガイが全体の95%以上を占め、そのほとんどが漁業協同組合を通して系統出荷され、むつ湾の伏流水の恩恵による独特の美味さと3年間育成した貝柱の大きさを売りにして、首都圏や関西方面をはじめ日本各地に出荷されています。

また、ナマコの出荷にも力を入れており、一時は資源の減少から漁獲量が大幅に落ち込みましたが、操業の一部制限や漁場の造成などを実施したことにより、近年は回復基調にあります。

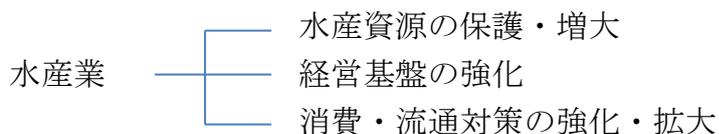
ホタテガイ及びナマコについては、消費者が生産者情報を確認することができる「生産管理出荷情報システム(トレーサビリティシステム)」を導入しており、生產品としての付加価値の向上に努めています。

さらに、平成26年5月からは、(株)イトーヨーカ堂のプライベートブランドとして、ホタテガイでは全国初、青森県の生產品でも初の「顔が見えるお魚(ホタテガイ)」の登録、そして取引を開始し、首都圏の店舗で販売され出荷量も向上しています。

今後は、漁場の環境保全に努めるとともに、作業の省力化・効率化や漁場整備などを推進しながら、トップセールスの実施による国内外への販路の拡大に努め、漁獲量の増大や漁家収入の増収を図っていくことが重要となっています。

一方、内水面漁業については、国策であるサケの人工ふ化放流事業は県内でも規模が大きく、重要な位置づけとなっています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 水産資源の保護・増大

- ① 貝殻など水産系廃棄物の適正処理・リサイクルの推進を図るとともに、海域や河川の環境保全対策や鉱業の適切な許可手続き等を進め、魚介類の住みやすい環境づくりに努めます。

- ② 栽培・資源管理型漁業の取組みを軸に、今後も関係機関と連携しながら放流水質を管理するなど徹底した漁場管理に努め、安定的・持続的な水産物の供給を図ります。

#### ■ 経営基盤の強化

- ① 漁業協同組合などと連携し、制度資金の活用などによる各経営体の経営改善を促進するとともに、水産加工業との協働など多角的な事業展開を誘導します。
- ② ホタテガイ等の漁獲物の安定供給と漁家収入の増収を図るため、国・県の支援のもと、漁港漁場整備事業、水産物加工施設及び産直施設の整備などにより、生産の源である漁場の整備を進め、安全で安心な水産物の供給ができるよう努めます。
- ③ 漁業経営の近代化を図るとともに、漁業者の就労環境の改善を促進し、漁業後継者及び若年就業者の育成・確保に努めます。

#### ■ 消費・流通対策の強化・拡大

- ① 地域が一体となって、水揚げから加工、流通に至る衛生管理体制づくり（地域HACCP\*<sup>1</sup>）の取組みを進めるとともに、消費者ニーズに呼応したトレーサビリティの強化を図ります。
- ② 町内や近隣市町村の学校給食などへの水産加工品等の販売を強化し、地産地消の拡大に努めます。
- ③ 「野辺地特産活ちまきほたて」のPR活動を促進し、ブランド力の向上に努めるとともに、各種団体と連携し、新たな地場産品、加工品等の開発、販売を推進します。

\*<sup>1</sup>地域HACCP 食品衛生管理システムの一つで、Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとったもの。食品の原材料生産から加工、流通、販売、消費に至るまでのすべての過程について、工程ごとにHA（危害分析）を行い、危害を防止するCCP（重要管理点）を定め、継続監視しながら危害の発生を未然に防ぐもの。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 自ら一員となって地場産品開発、販売を推進するとともに、直販施設の整備運営に協働参画します。
- ② 新規就漁者や後継希望者の情報収集に努め、作業体験等の場を提供して協力するほか、関係機関と協力して担い手の確保に努めるなど協働します。
- ③ 野辺地ブランドの確立に協力し、共に地場産品を県内外へアピールします。

### 3 商業

#### 【現状と課題】

当町の商店街は、町中心部を南北に縦走する国道279号に沿った一帯に形成され、古くから周辺町村を含めた商圈の拠点としてその役割を果たしてきました。

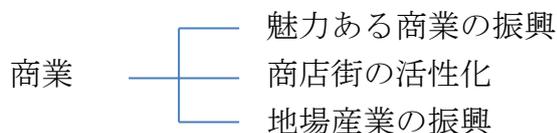
しかし近年は、人口減少・流出と景気の停滞の中、売上の減少・収益性の悪化から脱却できないまま、少子高齢化の進展と後継者不足などにより、廃業が顕著になっており、商店会数が減少するなど商店街の衰退が一段と進んでいます。

これまで商工会を中心に、事業者に対する経営改善指導や相談体制の充実を図るとともに、商業協同組合による「のへじふれあいカード（ポイントカード）」、「共通商品券」の導入などにより購買力の流出防止に取り組んできました。

さらに、「ずっばど・わっかど・産業まつり」、「郷土の味を楽しむ会」、「花火大会」の開催や、街コン、ドリンクラリーの開催など、商店街の活性化を図るための各種事業を展開しています。

今後は、商工会を中心に経営指導・相談の更なる充実、専門コンサルタントの招聴、専門化・高度化する消費者ニーズに的確に対応できる次代の人材の育成、接客マナーの向上、他産業との連携、新規創業や事業拡大の支援など、あらゆる手立てを講じ、商店街の持続的な活性化と安定した雇用の確保に取り組む必要があります。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 魅力ある商業の振興

- ① 専門性、娯楽性、飲食の提供や日常生活に密着した品揃え、きめ細かなサービスの提供のほか、新たな業態・業種への転換や高齢者配達サービスの事業化など、消費者ニーズの多様化に対応した事業者の自発的な取り組みを支援し、魅力ある商業の振興に努めます。
- ② 新規創業や、他業種進出のほか、経営の安定と施設・設備の高度化を促進するため、国・県など各関係機関の融資制度をはじめ、各種助成制度に関する情報を提供し、経営を支援します。
- ③ 新しい経営感覚を有する経営者の育成や意欲ある事業者に対し、商工会・関係機関と連携し、経営診断、指導、研修を行うなど、人財育成に努めます。
- ④ 憩いと潤いのある商業空間づくりのため、緑化などの景観の創出や、歩道や進入路関連施設の改修を検討し進めていきます。
- ⑤ 下北半島、六景楽市、北部上北3カ町村地域での連携をはじめとした広域活性化

を推進します。

#### ■ 商店街の活性化

- ① 美しい沿道景観の誘導や、バリアフリー化、歩道と連携した共用スペース、トイレ、休憩所、街灯、駐車場・駐輪場などの整備、助成制度等を検討し、また除排雪体制の強化やロマン街路灯のLED化を進めるなど、商店街の環境整備に努め、町民が集える交流空間づくりや、空き店舗の多目的な利用、イベントなどの開催を促進し、来街意欲の高揚を図ります。
- ② 商店会相互の連携や誰もが利用しやすい店づくり、サービスの提供などを促進し、魅力ある商店街の形成を推進します。
- ③ 空き店舗の活用や店舗改装への支援など、新規参入や集客向上を目指した商業環境の整備に努めます。

#### ■ 地場産業の振興

- ① 国・県などの助成制度の活用や、農・工・商・観連携により地場産品開発を推進するほか、地域資源の有効活用や高付加価値化、地産地消による地域内経済循環を高める取組みを推進します。
- ② 消費者ニーズや技術情報の収集、公開に努めるとともに、新しい生産方法や先端技術の導入などに挑戦する人財を育成します。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 所有する空き店舗を提供し、またこれを借り受け等により活用し、商店街活性化のために協働します。
- ② 新規参入者等を受け入れ、関係機関と連携して商業力確保に協力します。
- ③ 野辺地ブランドの確立に協力し、共に地場産品を県内外へアピールします。
- ④ 自らも一員となって、活気ある街を維持するため商店会イベント等イベントを企画、自主運営し、積極的に参加します。
- ⑤ 人口減少等の中にあっても地域生活環境を持続させるために地元商店から購入し、末永く住まいの近くで生活用品、燃料等が買えるように協働します。
- ⑥ 経営する固定店舗で売るだけでなく、高齢者等の住まいまで商品を届けるシステムづくりに取り組みます。

## 4 工業

### 【現状と課題】

当町における製造業は、事業所数及び従業員数とも減少が続いており、相対するよう出荷額も減少傾向にあります。特に、事業所数のほとんどを占める従業員29人以下の零細な事業所の減少が顕著であり、今後は、後継者の育成に努めるとともに地域資源の有効活用や高付加価値製品の開発等の取組みを促進していく必要があります。その一方で、雇用創出効果の高い製造業の誘致のほか、地場製品の加工場を設置する等、町内の雇用確保や、地域内経済循環上昇に一層取り組んでいきます。

### 【施策の体系】

工業 ————— 地域資源の有効活用と高付加価値製品の開発の促進

### 【基本施策】

#### ■ 地域資源の有効活用と高付加価値製品の開発の促進

- ① 工業従事者の育成を支援し、工業起業者を手厚く迎えて農・工・商・観連携の実現を図り、工業振興に努めます。
- ② 企業誘致を推進し、雇用の確保と、町内からの出荷額の向上に努めます。
- ③ 地場製品の加工場の設置を推進し、地域内経済循環の上昇や、県内外への販売促進に努めます。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 自ら一員となって地場製品の製造と開発、野辺地ブランドの確立に協力し、また、共に県内外へ地場製品をアピールします。
- ② 参入者や農・工・商・観連携への取り組み者には製造、試験等の場を提供して協力するほか、関係機関と情報を共有して、さらなる連携協力者の確保に努めるなど協働します。

## 5 観光

### 【現状と課題】

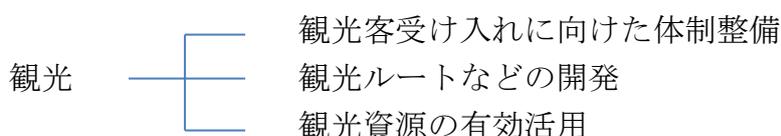
当町は、国鉄・鉄道網において、県内の三八上北地域、下北地域及び津軽地域を結ぶ中継点として交通の要衝となっていました。しかし、平成22年の東北新幹線全線開業以来、県内を訪れる観光客の移動動線が大きく変容し、基点となる全国レベルの観光資源を有しない当町にとっては大きな節目となっています。

平成25年度に野辺地駅前駐車場を整備しましたが、まだ当町の観光スポットの多くが大型バスの駐車スペースが十分でないことや、既存の観光資源がうまく活用できていないことなどから、下北半島への観光ルート上にあるものの、少なからず通過されてしまうのが現状です。また、下北縦貫道の開設により、中心商店街を通らず下北半島へ行くことも可能となっています。さらに、東北新幹線七戸十和田駅からの二次交通の整備が不十分であることもあり、観光客を迎え入れる体制には多くの課題が残っています。

古くから貿易港として栄えた当町のシンボルとして復元北前型弁才船「みちのく丸」の譲渡を受けたことにより、観光物産施設の建設と併せて、当町の観光を大きく変えるチャンスを迎え、早期の活用施策の実施が望まれています。

こうした中で今後、当町の観光振興を図るため、町民と行政、関係団体などの連携をなお一層強化しながら、観光客を迎えるという全町挙げての“心のこもったおもてなし”の高揚に努めていくことが重要となっています。さらに既存の観光資源の有効かつ高度な活用方法を検討するとともに、新たな観光ルートの開発や観光基盤の整備・充実、効果的な情報発信などにより、交流人口の増加に努めていくことが求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 観光客受け入れに向けた体制整備

- ① 観光協会をはじめとし、町民、行政、宿泊施設、各産業団体、ボランティア、町出身者などが一体となった観光推進体制の整備を図ります。
- ② ニーズや戦略を反映した観光戦略を立て、それに基づき駐車スペースの確保や観光案内板の整備などのほか観光客の利便性向上を図るソフト施策を展開し、観光客受け入れに向けた体制づくりに取り組みます。

## ■ 観光ルートなどの開発

- ① 近隣市町村との連携による広域観光ルート、野辺地駅を中心とした町内観光ルートの開発や、これらの情報発信に努めるとともに、ボランティアガイドの育成を推進するなど、ホスピタリティー\*<sup>1</sup>向上に向けて取り組みます。
- ② 野辺地葉つきこかぶやホタテガイ等の特産品の生産を体験できる体験型観光の開発に努めます。

## ■ 観光資源の有効活用

- ① 「町の顔」として野辺地駅及び周辺環境整備を推進し、烏帽子岳や十符ヶ浦海水浴場、まかど温泉スキー場、愛宕公園といった資源や、鉄道記念物や土木学会選奨土木遺産にも指定されている日本で最初の防雪林「鉄道防雪原林」の保存・活用に努めるほか、復元北前型弁才船「みちのく丸」の利活用や観光物産施設等について協議しその活用を図り、体験型・周遊型観光事業の創出など新たな活用・誘客方策についても検討し、観光資源のブラッシュアップや誘客力向上を目指します。また、当町の観光サービスの拠点である観光物産PRセンターの機能充実を図ります。
- ② のへじ祇園まつりやのへじ春まつりなど、継続的な開催を支援し、誘客イベントの充実を図るとともに、むつ湾のへじ特派員との協力や野辺地町キャラクター「じ〜の」の利活用により、観光客の拡大施策を推進します。
- ③ ホタテガイや野辺地葉つきこかぶ、かわらけつめいなど、特産品の効果的なPRと、県内各地や都市圏への出張観光物販をサポートしていきます。

\*<sup>1</sup>ホスピタリティー (hospitality)      心のこもったおもてなしのこと。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① ホスピタリティー向上等に努め、観光客の受け入れ態勢づくりを推進し、またボランティアガイドとして、町の資源のPRに参加します。
- ② 自ら一員となって観光資源ともなる地場産品の製造と開発、野辺地ブランドの確立に協力し、共に地場産品を県内外へアピールします。
- ③ 観光関係業者や農・工・商・観連携への取り組み者には資源情報を提供して協力するほか、関係機関と情報共有して、さらなる連携協力者の確保に努めるなど協働します。

## 6 雇用・企業誘致

### 【現状と課題】

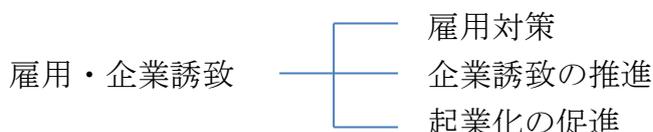
当町においても、経済情勢の悪化や少子高齢化などの影響もあり、事業所の廃業や誘致企業の撤退が相次ぎ、平成13年に1,096事業所あった事業所・企業数が平成24年には721事業所まで減少するなど、雇用力の低下や地域活力の減退が課題となっています。

これまで、県やハローワークと連携し、国の経済対策である緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業などを積極的に活用した雇用の創出に努めてきたほか、旧サントリー跡地108.8haを野辺地工業団地として活用しながら企業誘致などの推進を図ってきましたが、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

こうした中、当町の産業振興を図っていくため、時代に適合した新産業・新事業の創出を促進するとともに、既存の事業所・企業の技術力・販売力を高めていくことが課題となっています。

また、雇用の問題は、社会的に弱い立場にある層で一層深刻な状況にあることから、関係機関との連携によるさらなる就業支援の取組みが求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 雇用対策

- ① 関係機関との連携強化を図り、求職に役立つ講座の実施や青森県地域協働就職支援センターとの共催による就職促進セミナーなどを開催し、総合的な雇用対策を進めます。
- ② 企業・事業所や商店街の近代化・合理化を促進し、経営の安定化による雇用の場の確保に努めるとともに、地場産業の振興、ワークシェアリングの普及促進などにより、雇用機会の拡大に努めます。
- ③ 出稼ぎ者のニーズ把握に努め、県内就業の支援を推進します。
- ④ 若者定住対策としての居住環境整備に努めます。

## ■ 企業誘致の推進

- ① 新たな雇用の創出と定住人口の増加を図るため、野辺地工業団地（旧サントリ一跡地）への企業誘致を推進します。
- ② 空き店舗や空き家を活用した起業を促進します。
- ③ 過疎地域や半島地域における企業進出・誘致に対する税軽減措置や助成金交付制度の適切な運用と啓発に努めます。また、町独自の優遇制度の改善に努めます。
- ④ 周辺地域における産業プロジェクトや製造業の立地動向などの情報収集に努め、関連する産業の誘致を図ります。
- ⑤ 積極的にトップセールスを行い、企業との信頼関係を構築します。

## ■ 起業化の促進

- ① 各産業団体や関係機関と連携し、起業に対する支援の充実や情報発信に努めます。
- ② 起業向けの融資については、関係機関の制度を紹介、調整するとともに、町独自の制度創設について検討します。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 所有する工場、空き店舗等を提供し、またこれを借り受け等により活用し、起業を支援するなど協働します。
- ② 企業の参入等を受け入れ、関係機関と連携して雇用創出等の地域力向上に協力します。
- ③ 地元からの採用に配慮し、地域定住者の増加に向けて協力します。

## 第2節 郷土の人の<sup>いのち</sup>生命と暮らしを守る

### 1 消防・防災

#### 【現状と課題】

常備消防は、北部上北広域事務組合(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)により組織され、当町に消防本部が設置されています。現在、消防力強化による町民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化、基盤強化などの面で常備消防の広域化が必要なことから、上十三地域4消防本部(十和田、三沢、北部上北、中部上北)が連携し、「消防通信指令業務共同運用」及び「消防救急無線デジタル化」の整備を進め、平成28年4月からの運用開始を目指しています。

非常備消防は、消防団が1本部8分団で組織されているほか、4つの自主防災組織が活動しています。消防団については、定員が210名でほぼ充足されていますが、今後も団員の確保と育成を図るとともに、消防施設の整備・更新に努めていく必要があります。

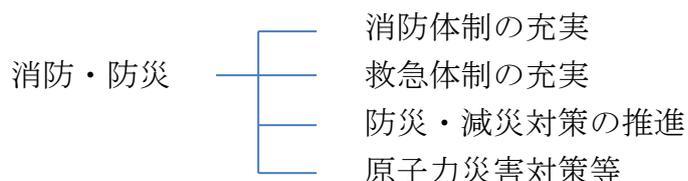
また、救急の出動件数が増加傾向にあり、平成25年では526件と10年前と比べ100件強の増加となっており、交通事故や複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが求められています。

防災対策については、これまでに洪水・土砂災害ハザードマップの毎戸配布などによる情報提供や、防災行政無線のデジタル化、消防資機材・設備の整備など防災機能の強化を図ってきましたが、防災力を更に高めるために、災害時の防災・避難用品の備蓄等も必要となってきています。

風水害・地震災害については、平成23年3月の東日本大震災が甚大な被害をもたらしたことから、災害対策への見直しをする契機となったほか、平成26年6月に災害対策基本法が改正されたため、野辺地町地域防災計画の修正を早急に行う必要があります。また、災害レベルに特別警報が新設されたことから、各災害時の避難基準等の見直しが必要とされています。今後も「地域防災計画」に基づきながら、的確な災害予防と災害時の応急対策に努めていくことが重要となっています。

原子力災害については、東通原子力発電所に係る防災対策を重点的に行う地域の範囲の変更により、目ノ越地区が、緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)に指定されたため、平成25年3月に野辺地町地域防災計画(原子力編)を策定し、平成26年3月には、原子力災害住民避難計画を策定しました。今後も国及び県と連携し、防災訓練を行うなど災害対策に努めていく必要があります。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 消防体制の充実

- ① 消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の取得のため、訓練・研修などの充実を図ります。
- ② 消火栓や防火水槽などの消防水利施設、消防自動車、消防資機材や防火装備などの消防活動用設備の計画的な更新に努め、消防通信体制のデジタル化を進め、消防体制を充実します。
- ③ 消防通信指令業務を広域的に運用して一元管理することにより、より迅速で柔軟な応援体制を確保し、緊急消防援助隊に関する活動を含め大規模災害などに対する広域のかつ組織的な体制により消防本部間の連携強化に努め、また119番通報の受信業務においては、携帯電話やIP電話等にみられる情報通信技術の変革に伴った緊急通報体制の多様化や町民ニーズの変化などに幅広く対応できる体制及びシステムを構築し、共同運用のメリットを活かして災害対応力を充実強化し、緊急サービスの向上に努めます。
- ④ 住宅用火災報知機の設置を促進するとともに、住宅防火などの火災予防対策の啓発に努めます。

### ■ 救急体制の充実

- ① AED（自動体外式除細動器）など、救命器具の公共施設への設置に努めるとともに、救急救命講習会などを開催し、救急・救命に関する知識と技能の普及を図ります。
- ② 救急車などの装備の充実を進めるとともに、関係医療機関と連携し、救急体制の充実を努め、多面的な患者輸送の強化に努めます。
- ③ 北部上北水難救助隊の訓練の高度化を促進し、救助率のさらなる向上につなげるとともに、水難事故の未然防止対策の啓発に努めます。

### ■ 防災・減災対策の推進

- ① 災害発生時に、行政機関や関係団体、地域住民が一体となり、地域防災計画や国民保護計画に沿った迅速で適切な対応ができる体制を構築し、災害発生時の被害の最小化を図り、また、災害に備え防災、避難用品の備蓄を行います。
- ② 地域の防災力を高めるために、防災・減災に関する教育の充実を努め、町民の減災意識の高揚を図りながら、自助、共助、公助のそれぞれの役割を踏まえた防災体

制を構築し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成や充実に努めます。併せて、認定講習会への参加啓発や講習費助成制度の周知等により、防災士の育成を図ることで、防災力のさらなる向上を目指します。

- ③ 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の名簿を整備し、それぞれの特性に応じた情報伝達や避難支援対策を構築し、強化していきます。
- ④ 既存の洪水・土砂災害ハザードマップのほか、地震・津波ハザードマップを作成・活用し、災害が発生する危険性のある地点の把握に努め、避難場所の確認などを含め日頃から災害に備えた体制を整えます。
- ⑤ 急傾斜地など崩壊危険個所の安全対策を県と連携しながら推進します。
- ⑥ 災害時応援協定については、友好都市等と協議を進めながら、締結するように努めます。

#### ■ 原子力災害対策等

- ① 地域防災計画に基づき日頃から原子力災害に備えた体制を整え、また、原子力災害住民避難計画に基づき、国、県と連携し、災害に備えた計画的な避難体制を整え、災害発生時は、国や県、行政機関、関係団体、地域住民が一体となり、迅速で適切な対応ができる体制を構築します。
- ② N B C災害\*<sup>1</sup>など特殊災害に対する施策を検討し、推進します。

\*<sup>1</sup> N B C災害 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 住宅用火災報知機の設置、消防団員の募集に応じるなど、地域防災の取組みへ参加するとともに、自主防災組織づくりに参画します。
- ② 防災研修会、A E D（自動体外式除細動器）使用方法説明会、救急救命講習会等に積極的に参加して、得た知識を広く的確に伝え、防災や救命意識の高揚や有事対応のために共に行動します。
- ③ 非常食、飲料水、非常持ち出し用品（ハザードマップ等を含む）の備蓄に努め、常日頃から有事を意識し、親類等でその保管場所、保存状態やそれぞれの避難場所を確認します。
- ④ 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）に手を差し伸べ助け合い、自助・共助・公助の考えを共有し、減災に向け協働します。

## 2 防犯・交通安全

### 【現状と課題】

社会環境の変化とともに犯罪そのものが多様化し、また、振り込め詐欺や架空請求詐欺など、その手口は悪質・巧妙化しています。さらには、犯罪の低年齢化が急速に進むとともに、携帯電話等端末の普及など高度情報化により未成年者が巻き込まれるケースも増加し社会的な問題となっています。

これまで町では、防犯協会など関係団体による全町的な地域安全推進会議の組織化を図り、地域防犯活動に取り組んできました。

「犯罪のない、安全で住みよい野辺地町」の実現は町民共通の願いです。今後も、地域ぐるみで犯罪のない環境づくりを推進するとともに、防犯基盤の整備や防犯体制の充実を図っていく必要があります。犯罪の発生を防止するために、関係団体と連携し、防犯パトロールをはじめとした防犯活動の推進に努めていきます。

交通安全については、平成8年に全国で最初に「交通安全に関する条例」を制定し、様々な交通安全対策に取り組んでおり、交通の結末点である当町の地理性にあっても人身事故発生件数を抑えるよう努めています。今後も、交通弱者と呼ばれる子どもや高齢者を中心に交通安全意識を高める啓発活動を行っていくとともに、野辺地警察署及び交通安全関係団体と連携し、運転マナーや交通ルールを遵守するという意識の高揚に努めていきます。また、子どもたちを交通事故から守るため、幼児期からの交通安全教育の実施に力を入れていくことが求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 防犯体制の強化

- ① 青少年育成町民会議及び関係機関・団体が緊密に連携しながら、青少年の犯罪や非行の防止などに努めるとともに、町民の防犯意識の高揚・啓発を図るとともに、犯罪・事故の起きにくいまちづくりを推進します。
- ② 女性、子ども及び高齢者を犯罪から守るため、学校や家庭、地域、警察などが連携して、安全パトロールの強化を図ります。また、地域住民やPTAにより、各小学校単位で組織する「見守り隊」の活動を支援していきます。
- ③ 子どもたちに対して、万が一、身に危険が及びそうな場合の対処法を教えるなど、地域ぐるみの安全対策を推進します。
- ④ 振り込め詐欺や架空請求詐欺などの被害に遭わないように、町民への自衛意識の

啓発や消費者保護に努めます。

- ⑤ 関係機関・団体と連携し、街頭犯罪及び侵入犯罪の防止活動の推進を図ります。

#### ■ 交通安全対策の推進

- ① 交通安全対策協議会を中心に、学校や地域、職場など様々な場での交通安全教育、広報活動の推進を図ります。
- ② 交通安全関係機関と連携を図りながら、交通安全指導の強化、充実や、自転車の交通ルールの啓発と運転マナーの向上に努めます。
- ③ 右折レーンの設置、危険な交差点ガードレールの改良、歩道をはじめとする道路環境の整備を進めるとともに、危険個所に対する交通安全施設の整備を図ります。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 町民が安心・安全な生活をおくれるよう、地域の安全活動・防犯活動の実施に協力するとともに、見守り隊や学校周辺環境整備に積極的に参加します。
- ② 地域の子どもを地域の大人が守れるコミュニティづくりに取り組みます。

### 第3節 郷土をますます愛し育む「人財」を育てる

#### 1 学校教育

##### 【現状と課題】

当町には、中学校1校のほか、私立幼稚園が1園、小学校が3校ありますが、少子化により各小学校とも一つの学年1クラスが目立ち、馬門小学校においては複式学級を余儀なくされています。

学校教育においては、子どもたちが、郷土・野辺地町に誇りを持ち、社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」これら3つの調和がとれた育成を重要な教育課題としています。

また、当町の豊かな自然や伝統・文化を活かした学習を取り入れながら、子どもたちが郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒の育成が重要です。

##### 【施策の体系】



##### 【基本施策】

###### ■ 教育内容の充実

- ① 授業全般については、基礎的、基本的内容に即した教材研究の深化を図り、個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫に努め、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する力を身につける指導の工夫に努めて、充実させていきます。
- ② 道徳教育については、道徳的実践力を高める指導の工夫に努め、豊かな心を育む奉仕・体験活動の推進を図るとともに、地域素材の掘り起こしと郷土資料等の整理と活用を図り、充実させていきます。
- ③ 特別活動については、自主的な意識を高める学級活動・ホームルーム活動・児童会(生徒会)活動の工夫に努めるとともに、個性の伸長と触れ合いを深めるクラブ活動や、感動や連帯感を高める学校行事の工夫に努め、充実させていきます。
- ④ 体育・健康教育については、自ら進んで運動に親しむ能力や態度の育成を図り、安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができるよう指導し、また、健康に関する知識を身につけ、自ら健康な生活を実践できる指導や、望ましい食生活習慣を身につけさせるための食育指導の充実・工夫を図り、充実させていきます。
- ⑤ 生徒指導については、基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する共同指導体制

の充実を図り、児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の推進に努め、幼保・小・中・高連携協力に基づく一貫した児童・生徒指導体制の連携推進を図り、充実させていきます。また、いじめ防止基本方針を策定し、いじめの無い教育環境に努めます。

- ⑥ キャリア教育については、その教育体制の整備・充実を図るとともに、将来の生き方指導・進路指導の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じ、体験を通じた勤労観・職業観を育成し、推進していきます。
- ⑦ 特別支援教育については、校内支援体制の充実と環境整備を図り、交流及び共同学習の推進に努め、個別の指導計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実に努めていきます。
- ⑧ 環境教育については、教科等間の連携を踏まえた指導や、地球環境の実態に即した指導法の工夫に努めるとともに、環境に係わる体験学習を推進し、充実させていきます。
- ⑨ 郷土愛、国際化、情報化に対応する教育については、郷土・野辺地町に対する愛着と誇りを育むふるさと教育や、異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進に努めるとともに、学習指導におけるICTの適切な活用を図り、ALTの活用や充実による外国語コミュニケーション能力の育成に努め、推進していきます。

#### ■ 研修の充実

- ① 授業実践力を高めるための校内研修体制や、学校の教育課題解決のための実践的研究の充実を図ります。
- ② 学習指導要領に基づく実践的研究の推進に努めます。

#### ■ 教育環境の充実

- ① 今後策定される公共施設等総合管理計画に学校教育関係施設を登載して適切に管理するよう努めるとともに、建て替え、必要な維持改修等を行い、安全・安心な学校、給食提供環境等の整備推進を図ります。
- ② ソフト面では、主体的・体験的な教育のための環境づくりを図ります。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 地域教育力の強化に向けて取り組むことを理解し、地域、家庭等においても自ら一員となって協力します。

## 2 社会教育・スポーツ

### 【現状と課題】

近年、少子高齢化や核家族化など社会情勢が著しく変化する中で、国では平成18年に教育基本法を全部改正しました。改正後の教育基本法では、「家庭教育」という条文が新たに加わるなど、子どもたちの教育において学校に偏ることなく家庭や地域においても育む環境づくりが望まれるようになりました。

当町では、教育の現状と課題について、平成20年の「野辺地町における人づくりに関する答申」を踏まえ、平成21年に「野辺地町教育振興計画」を策定して、各種講座・レクリエーション活動のほか、毎月20日を「ふれあい教育の日」、「家族ふれあい読書デー」として定め、家庭教育の充実に努めています。

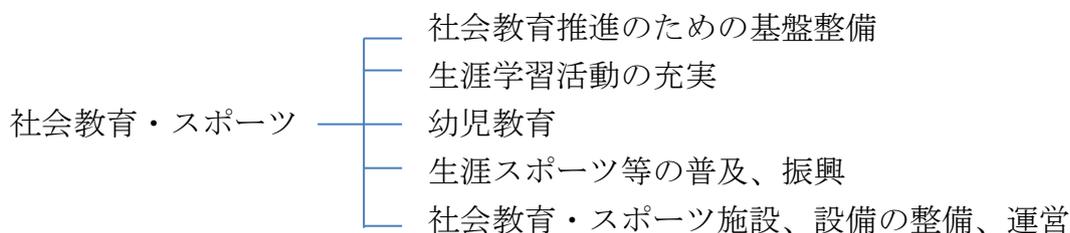
また、心身ともに健康であることは、人づくりの基盤をなすものであり、体育・スポーツ活動によって、体力の向上や健康増進など健やかな心身を育むための活力が生まれ、そのスポーツ活動の感動からは豊かな心が育まれます。体育・スポーツ分野がもつ教育の特性を活かしながら、次代を担う人財を育成し、人と地域づくりを進めていきます。

幼児期の教育は、人間形成の基礎を培う上で果たす役割は大きく、少子化などの影響から年々就園児数が減少している中にもあっても、個々を大切に健やかな成長を促すためにも重要な教育段階です。

親が日々の家庭教育の大切さに関心を持ち、正しく理解していくよう促していくとともに、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会の拡大に努めていくことが必要となっています。

今後も家庭教育力向上を支援するとともに、学校・家庭・地域が協働し、地域全体で郷土・野辺地町を知り愛する人財を育み、まちづくりを展開できるリーダーを創る環境づくりを進め、社会教育・スポーツ全体の更なる向上を目指します。

### 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 社会教育推進のための基盤整備

- ① 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上や、学校と地域の協働による教育活動及び家庭教育支援の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育むための仕組みづくりを構築していきます。
- ② 社会教育推進のために、その推進体制や、社会教育施設の機能を充実させ、社会教育関係職員の養成と資質の向上を図り、社会教育関係団体等の活動を支援します。

### ■ 生涯学習活動の充実

- ① 一人ひとりの主体的な学習と社会参加を推進し、多様な学習活動や学習成果を活かした社会参加活動を支援します。
- ② 次代を担う青少年の育成のために、青少年の体験活動や子どもの読書活動の充実を図ります。
- ③ 郷土・野辺地町を知り愛する人財を育み、地域を支える人財の育成のために、地域活動の実践者の育成や地域活動の指導者、コーディネーターの養成に努めます。

### ■ 幼児教育

- ① 耐震改修や防犯設備の設置などによる安全な幼稚園づくりなど、幼児教育環境の充実に努め、また、多世代交流や自然観察、体験活動などの地域活動と連携する幼稚園づくりを進めます。
- ② 地域教育力の強化に向け、広報誌やホームページなどを通じ、子育ての楽しさ、家庭での幼児教育のあり方、幼児向けのイベント情報など、子育て情報の提供を充実させ、また就学前児童の保護者などを対象にした家庭教育への支援を行い、しつけなど家庭教育の充実に努めるとともに、生涯学習のあらゆる機会に、子育てや家庭教育をテーマにした学習に重点的に取り組みます。
- ③ 「家族ふれあい読書デー」を活用して、「家読（うちどく）」を進め、本に親しむ環境の醸成を促進します。
- ④ 家庭と幼稚園、保育園が連携しながら、幼児期からの食育を推進します。

### ■ 生涯スポーツ等の普及、振興

- ① スポーツイベントへの参加やスポーツ活動の機会の拡充を図り、スポーツ団体の育成充実と活動を促進するとともに、各スポーツ団体と連携し「総合型地域スポーツクラブ」設立に向けた、勉強会や研修会を開催し、生涯スポーツ等を普及、振興させていきます。
- ② 青少年スポーツについては、スポーツ少年団の育成と各種スポーツ大会を開催し、充実させていきます。
- ③ 競技スポーツについて、全国・県大会的なスポーツ大会の開催及び選手強化策の充実を図り競技力向上に努め、推進していきます。
- ④ スポーツ情報の収集や情報誌等の発行により、情報の提供と充実に努めます。

■ 社会教育・社会体育施設、設備の整備、運営

- ① 今後策定される公共施設等総合管理計画に社会教育・社会体育施設を登載して適切に管理するよう努めるとともに、建て替え、必要な維持改修等を行い、安全な施設利用環境を確保していきます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 学習講座やスポーツ教室等へ積極的に参加し、様々な気づきを得るなかで、スキルを高め、広く的確に教え、また技術指導に取り組むなど、地域づくりの一員となるよう目指します。
- ② 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力向上・協働の必要性を理解し、地域全体で子どもを育むため、協働していきます。
- ③ 地域全体で、野辺地町を知り郷土を愛する人財を育て、野辺地町を住みよいまちにしていくリーダーを創ります。

### 3 歴史・文化・芸術

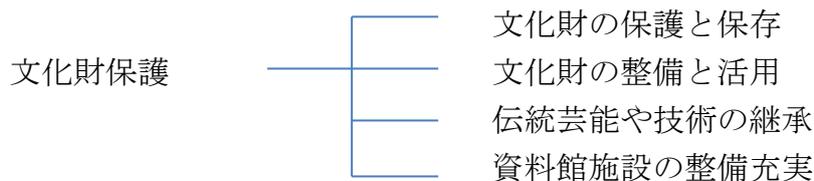
#### 【現状と課題】

当町の歴史民俗資料館には、重要文化財の「板状立脚土偶」「赤漆塗木鉢」など、遺跡からの出土品をはじめ、町の考古・歴史・民俗などに関する様々な歴史的資料が展示・保存されています。

また、町内には、鎌倉時代に制作され、昭和33年に県重宝に指定された「木彫阿彌陀如来立像」をはじめ、「常夜燈」、「藩境塚」、「のへじ祇園まつり」など、固有の歴史や伝統が息づく、有形無形の文化財が残されています。

少子高齢化の進展や時代の変化とともに、次第に民俗芸能の伝統は薄らぎつつありますが、一方では各種の歴史研究団体や文化財保護団体の萌芽えがみられます。歴史に培われてきた伝統文化を継承していくとともに、新たな文化の創造につながる町民の文化活動を促進していくことが求められています。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 文化財の保護と保存

- ① 町内の各種文化財の調査や記録作成を行い、文化財の町指定を進め、また埋蔵文化財の保護と各種開発との調整を図りながら保護・保存に努めます。
- ② 国指定重要文化財「赤漆塗木鉢」などの指定文化財の保存・修理に努めます。
- ③ 様々な機会・手段を通じて文化財愛護思想の普及に努め、また、歴史研究団体や文化財保護団体と連携し、文化財の保護と保存を図ります。

##### ■ 文化財の整備と活用

- ① 国登録有形文化財「旧野村家住宅」の活用を促進するための方策や、県史跡「一里塚」などをはじめとした各種史跡等の公有化や整備充実のための方策を検討します。
- ② 国・県・町指定の有形無形文化財の保護とPRに努めます。
- ③ 県史跡「藩境塚」「野辺地戦争戦死者の墓所」などをはじめとする歴史的資源について、案内設備の一層の充実を図ります。

■ 伝統芸能や技術の継承

- ① 伝統芸能の保存及び後継者の育成支援や、発表機会の充実に努めるとともに、伝統芸能の映像や音声による記録保存に努めます。

■ 資料館施設の整備充実

- ① 資料館の展示内容の見直しをするとともに、展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信に努め、また安全に見学できるように適切な施設の維持管理補修に努めます。
- ② 復元北前型弁才船「みちのく丸」の野辺地町への寄贈に伴い、北前船の歴史的背景についての理解を深めるため、海運関係展示の充実に努めます。
- ③ 文化財の適切な管理と活用を図るため、データベースの作成に努めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 地域の歴史的資源に興味を持ち、その価値を知り、また町民が郷土・野辺地町を愛する心を育めるように、広く的確に伝えるなど協働します。
- ② 歴史研究団体や文化財保護団体等の活動に参加し、また、歴史的資源等の価値を伝えるボランティアガイドや資料館ボランティア等の一員となって、史跡の保全や、地域資源情報を広く発信することに取り組みます。

## 第4節 郷土の人の<sup>からだ</sup>身体と心を守る

### 1 子育て支援・児童福祉

#### 【現状と課題】

少子化の進行は、労働人口の減少や社会経済の活力の低下、社会保障負担の増加など、様々な影響を社会に及ぼしています。

平成42年（2040年）の人口を推計した日本創成会議により、出産可能な年齢の女性及び出生数の減少により消滅可能性がある自治体も多くあると発表されたことなどから、子育て支援等は喫緊の重要な施策であるという認識が高まっています。

当町の年間出生数を5年間ごとの平均で見ると、平成12～16年は118人、平成17～21年は96人、平成22～25年は90人と減少しています。合計特殊出生率は、平成20～24年の平均が1.46であり、平成15～19年の平均1.38に対しては微増ながら、平成10～14年の平均1.57に比べ0.11ポイント低くなっています。また、児童福祉施設は、町立児童館が1館と私立保育園が5園あり、保育園については合わせて325人の定員に対し、園児数は平成26年4月1日現在で322人となっています。今後、女性の社会進出や核家族化の増加などによりますます多様化していく保育ニーズへの対応に努めるとともに、平成27年4月創設予定の「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園と保育園の良いところをひとつにした「認定子ども園」の普及や、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくなどの取組みが求められています。

制度の改正に対応させながら保護者負担の軽減を図るため、就園奨励費等の効果の継続など、幼稚園への就園等を促進する環境づくりに努めていきます。

現在の社会状況などからみて、急激に出生数が増加する可能性は高くないものの、出産・育児に意欲のある人が、安心して子どもを産み、育てることができるよう、平成22年3月に策定した「次世代育成支援後期行動計画」を踏まえて平成27年3月に策定する予定の「子ども・子育て支援事業計画」の着実な実行による、充実した子育て環境の構築が求められています。

#### 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 保育環境の充実

- ① 女性の就業率向上や共働き世帯の増加などによる多様なニーズに応えた、保育等サービスを促進します。
- ② 全保育園での延長保育の実施と病児・病後児保育実施に向けた検討を行います。
- ③ 保育園の耐震改修や防犯設備の設置などを促進し、安全な保育環境づくりに努めます。
- ④ 幼稚園、保育園のほか、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など新しい保育等サービス制度に対応しながら推進に努めます。

### ■ 子育て支援体制の強化

- ① 子育てに関する総合的なネットワーク体制の構築を図るため、町内の保育園に併設されている子育て支援センターを総合拠点として位置付け、機能強化に努めます。
- ② 子育て家庭や地域における養育機能の低下が危惧されるため、保健師などによる訪問支援や児童家庭相談窓口での相談により、育児不安の解消と育児支援の充実に努めます。
- ③ 児童館等の放課後児童受け入れ時間の延長を検討し、働く親が出産や育児に不安のない体制づくりを目指すとともに、児童館の安全で活動しやすい環境を整え、また世代間交流事業の開催など活動の充実に努めます。
- ④ 乳幼児・子ども医療費給付事業やひとり親家庭等医療費の助成、母子及び寡婦福祉資金の貸付、保育料の軽減、就園奨励費等の効果の継続など、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

### ■ 少子化対策の推進

- ① 家庭や子育てに夢を持てるよう、結婚・出産の意義の啓発に努めます。
- ② これから出産を迎える妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産についてのミニ講話や、参加者同士の交流・情報交換の場としてサロンを開設し、その円滑な運営に努めます。
- ③ 子育てに対する経済的・社会的不安を抱える世帯が増えているため、医療費助成や出産育児一時金、妊産婦10割給付、妊産婦交通費助成など各種制度を拡充し、経済的負担の軽減に努めます。
- ④ 小児科や産科については、新卒予定医師への働きかけや関係機関との協力により町内に確保するよう努め、また、小児科の平日毎日診療の維持や、診療時間の拡大について、関係機関と協力して実現を目指します。

■ ひとり親家庭支援体制の充実

- ① ひとり親家庭については、就労・自立に関する情報や子どもの就学に必要な手当の支給など、各種制度についての情報提供や支援に努め、また子育てが負担にならないよう相談の充実に努めます。
- ② 母子寡婦福祉資金貸付制度やすこやか医療費給付制度など、諸制度の周知と活用を促進します。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 子育て支援活動等へ参加し、若年層に家庭や子育てに夢を持てるよう啓発するなど、一員となって地域の子育てを支えるなど協働します。
- ② 結婚、出産の意義を理解し、社会、地域維持のための協働が大切であることも理解するように努めます。

## 2 保健・医療

### 【現状と課題】

我が国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により、急速に伸びてきましたが、その一方で、運動不足や食生活の変化などから生活習慣病が増加し、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と、がんによる死亡を減少させることが急務となっています。

当町の保健事業は健康増進センターを中心に「健康のへじ21計画」にのっとりながら推進しており、特にメタボリックシンドローム対策に主眼を置いた特定健康診査・特定保健指導のほか、栄養・運動事業を展開しています。また、町民の死亡原因の一位であるがんについても、早期発見早期治療を第一に考え、がん検診とその精密検査の受診率向上が重要であると考えて取り組んでいます。

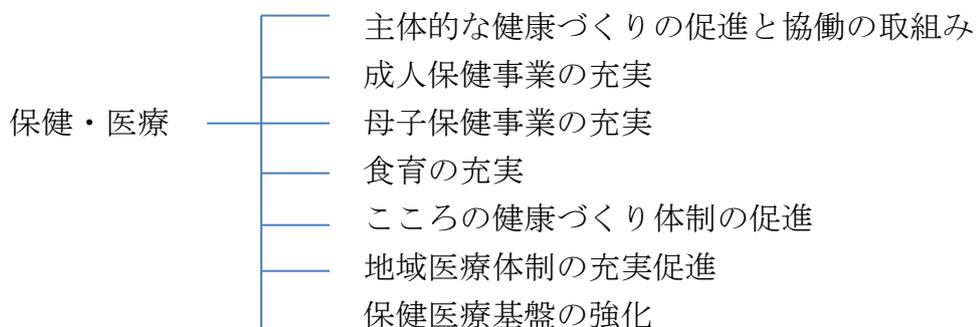
これからは、町民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

一方、母子保健については、安全安心な出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進と育児不安の解消、障がいなどの早期発見などに向け、妊婦・乳幼児健康診査や、訪問指導、健康相談、その他各種の子育て支援事業を推進しています。今後も、学校や地域との連携を一層深めながら、子どもの健全発達・発育の支援に努めていかなければなりません。

また、当町の医療体制については、公立野辺地病院のほか民間の病院・診療所が5か所、歯科診療所が8か所あります。救急医療については、初期救急医療は公立野辺地病院、十和田市立中央病院が、救命救急医療は青森県立中央病院が担っています。

高齢化に伴い医療需要がますます高まるなか、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、近隣の医療機関との一層の連携強化を図っていくことが求められています。

### 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 主体的な健康づくりの促進と協働の取組み

- ① 多様な健康レベルやニーズに対応した支援体制の構築を図り、主体的な健康づくりを促進するとともに、健康分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくりや生涯スポーツの講座の充実と自主グループ活動の活性化を図ります。
- ② 地域や職域、町民と協働して、自らの健康は自らつくるための取組みや体制づくりを支援します。
- ③ 健康を増進するため、自身の健康に関心を持ち、定期的に健診を受け、結果に応じた生活習慣の改善や健康づくり活動をするように啓発し、その取組みを支援し、健康寿命の延伸につなげ、医療費適正化も図ります。

### ■ 成人保健事業の充実

- ① 特定健康診査、がん検診など各種健（検）診については、職域等と連携し受けやすい体制づくりに向けて随時検討し、受診率アップを図るとともに、受診後のフォローの充実に努めます。
- ② 健康教育、健康相談事業では、生活習慣の改善に重点を置き、運動面、栄養面について多様なニーズに対応するきめ細かな支援を行います。

### ■ 母子保健事業の充実

- ① 母子の健康増進と、疾病や障がいの早期発見に向け、妊婦・乳幼児健康診査の充実と受診率の向上に努めます。
- ② 各種相談事業や家庭訪問により、妊産婦・乳幼児に関する保健の正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。
- ③ 就学前の発育や発達に心配のある乳幼児に対して、支援・指導の充実に努めます。
- ④ 学校や幼稚園、保育園などと連携し、食に関する知識の習得に努めます。

### ■ 食育の充実

- ① 野辺地町食育推進計画に基づき、各世代の町民一人ひとりが、自らの健康をつくり維持していくために望ましい食べ物を選択する力を高めていくことや、食生活の改善への取組みを推進しています。
- ② 幼少期からの適切な食習慣の確立を目指すため、妊婦から乳幼児期、学童期へと切れ目なく食に関する知識が習得できるように努めます。
- ③ 成人期では、健康の増進と健康寿命の延伸を図るため、特定健診の結果説明会や特定保健指導などで、生活習慣病予防、改善の食事支援や相談を行っていきます。また、健康教育や調理実習の事業では、減塩でバランスの良い生活習慣病予防のメニューの普及に努めます。

## ■ こころの健康づくり体制の促進

- ① 住み心地の良い地域づくりとこころの健康づくりのために、傾聴の理念の浸透に努めます。
- ② 地域におけるこころの健康づくりを推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、医療機関などと連携しながらフォロー体制の確立に努めます。

## ■ 地域医療体制の充実促進

- ① 「かかりつけ医」の普及に努め、初期医療の充実を図り、町民が安心して適切なサービスが受けられる医療体制の強化に努めます。
- ② 往診や訪問看護、居宅療養管理指導など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- ③ 現在、主な公共施設をはじめ町内事業所（医療機関、学校、ホテル、スーパーマーケット等）に広く設置されているAED（自動体外式除細動器）については、より一層の拡大に努め、常時使用できるよう適切な維持管理を促すとともに、町民や事業所を対象とした応急手当救命講習等を実施し、AEDの使用法の浸透に努めます。
- ④ 救急医療体制については、公立野辺地病院をはじめ、救急事案発生時に救急隊とドクターヘリ及びドクターカーが連携し、青森県立中央病院や八戸市立病院などの適切な医療機関へ迅速な搬送に努め、また、地域での救命救急の対策を進めるために、「救急まちかどステーション」の設置を推進します。
- ⑤ 必要な診療等を受けられるようにするため、町外にある診療科等への公共交通の確保又は交通費助成制度等を構築するように努めます。

## ■ 保健医療基盤の強化

- ① 保健師、看護師、管理栄養士など、地域保健に携わる専門職員の確保と資質の向上を図り、また、保健と医療が連携しながら、健康づくりを系統的に支援する体制づくりに努めます。
- ② 地域保健の拠点としての健康増進センターの施設、設備の充実、維持補修に努めます。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 町民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが、これからの健康づくりの基盤となり、健康寿命の延伸のみならず、医療費適正化にも直結することを理解し、自身の健康に関心を持ち、定期的に健診を受け、結果に応じた生活習慣の改善や健康づくり活動をします。
- ② 健康のへじ21計画を理解し、生活習慣病は、幼少期からの継続的な生活習慣の改善が大切であると認識し、各家庭をはじめとした地域、学校、職域等、それぞれの場で推進していきます。
- ③ 多様な健康レベルやニーズに対応した支援体制の構築に自ら一員となって参画し、健康づくりの促進に協力します。
- ④ 住み心地の良い地域づくりとこころの健康づくりのために、傾聴の理念を受け入れ協働していきます。
- ⑤ AEDの設置に協力し、常時使用できるよう適切な維持管理を行います。また、応急手当救命講習等に積極的に参加して処置方法を習得し、広く的確に周知していきます。

### 3 障がい者（児）福祉

#### 【現状と課題】

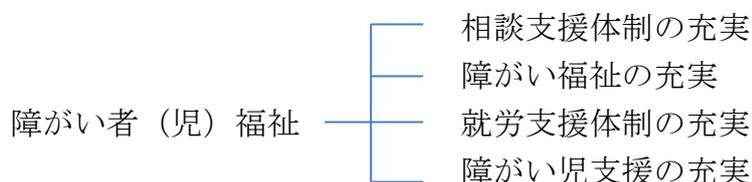
平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すという理念を掲げ、障がい者の範囲に難病等を追加することにより谷間の無い支援の提供、地域生活支援事業の拡充、福祉サービスの充実した提供を行うことになっています。

当町においても平成27年には障がい者支援計画の見直しを行い、「第4期野辺地町障がい者支援計画」を策定し、合理的配慮の実践（全ての人々が様々な障がいに行き届いた心づかいを行う）、共生社会の実現（障がいのある人もない人も社会の仲間の一人として一緒に生活する社会の実現をめざす）、支援の拡充（障がい者への支援を増やし、自分で生活できるようにしていく）を推進します。

また、障がい児支援体制の整備及び計画相談事業所の充実を図り、計画相談の連携強化を図ります。

現状として、町内の障がい者施設が不足しているうえに、近隣市町村の障がい者施設を利用するための交通手段が十分でないために、サービスを利用できていない障がい者が多くいます。これらを解決するため、町内に障がい者施設の整備を進め、また町外にある障がい者施設を利用しやすい環境を整えることが求められています。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 相談支援体制の充実

- ① 障がい者に対する相談体制の充実を図るため、保健・医療・福祉などが連携して情報共有化を図ります。また、相談窓口職員の資質向上に務め、いつでも気軽に相談できる窓口として充実させ、的確な情報提供に努めます。
- ② 指定特定相談支援事業所を増やし、計画相談支援の充実を図ります。

##### ■ 障がい福祉の充実

- ① 障害福祉サービスの支給については、相談事業所が作成する障がい者のサービス等利用計画に沿って適切に行っていきます。
- ② 自立支援給付については、介護給付・訓練等給付・相談支援給付・自立支援医療・療養介護医療・補装具の給付を実施していきます。

- ③ 地域生活支援事業については、意思疎通支援・知的障がい者職親委託・日常生活用具給付・移動支援・デイサービス・日中一時支援・人工透析交通費助成・自動車運転免許取得・車両改造費助成事業などを実施していきます。
- ④ グループホームの基盤整備を進めるとともに、相談支援事業所と連携し、入所待機者の入所先や重度障がい者の通所先の確保を図ります。
- ⑤ 新設する施設については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無を問わず誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を推奨、指導していきます。

#### ■ 就労支援体制の充実

- ① 住み慣れた地域で障がい者が生きがいを持って暮らせるよう、また、障がい者雇用事業所を増やすために民間企業等に対する支援の強化を図ります。
- ② ハローワーク、障害者就業・生活支援センターみさわ等と連携を取り、障がい者の就労の機会を増やすとともに、野辺地町障害者就労施設等優先調達方針に基づき庁用品の購入等についても障害者就労施設等から優先的に調達するよう配慮していきます。
- ③ 職親制度の活用、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の障がい福祉サービスを積極的に推進し、地域で働ける障がい者を支援していきます。

#### ■ 障がい児支援の充実

- ① 障害児放課後等デイサービスを利用し、障がい児の放課後対策の充実を図るとともに、就学前の発達障がい児に関しては児童発達支援事業の利用を促進し、家族の子育て支援を進めます。
- ② 障害児相談支援を促進し、相談支援事業所が作成した障がい児の特性に合わせた計画に沿って、充実した支援が提供されるようにし、また、障害者手帳の対象とならない18歳未満の聴力に障がい等がある方に関しては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業等により支援していきます。
- ③ 年代ごとに支援が途切れないような体制を構築するために、教育・子育て・福祉部門の連携を進めます。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 地域の障がい者等には、手を差し伸べ助け、健常者と同等に接し差別せず、共に生活していきます。
- ② 指定特定相談支援事業所と連携し、計画相談支援の充実に協力します。
- ③ 事業所等の物品調達については、野辺地町障害者就労施設等優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から優先的に行うよう協力します。

## 4 地域福祉

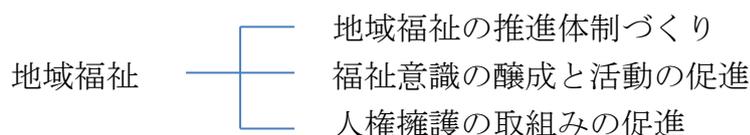
### 【現状と課題】

地域での人間関係の希薄化をはじめ、少子高齢化の進展、世帯人員の減少など、社会構造の変化により、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。一方、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が求められています。

当町では社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体、小・中・高等学校、幼稚園・保育園、地域住民などが連携して地域福祉活動に取り組んでいます。

また、今後もこれらの活動を通じて福祉の心を育み、温かな地域のつながりを大切にする、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 地域福祉の推進体制づくり

- ① 地域福祉の中心的な推進組織である社会福祉協議会をはじめ、福祉団体の組織や機能の強化・充実を図り、活動への支援を強化します。
- ② 町内の集会施設などを活用し、高齢者や子どもたち、障がい者などが交流する機会を増やすよう努めます。

#### ■ 福祉意識の醸成と活動の促進

- ① 「福祉のこころ」を育み、町民の福祉に対する意識の高揚を図るため、広報活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、啓発活動を一層進めます。
- ② ボランティア講座や交流会の充実により、ボランティア団体の組織化を促進するとともに、ボランティアの育成と資質向上に努め、また、ボランティアに取り組む方やそのリーダーとなる方を地域から見つけ出し、スキルアップを図るなどのサポートをし、協働を推進するマンパワーの確保を目指します。
- ③ 協働やボランティアに意欲がある方を積極的にサポートし、共にまちづくりを進めます。
- ④ 社会福祉協議会等と協力しながら、誰もが参加できる幅広い福祉イベントの充実に努め、町民相互の交流機会の拡大を図ります。

■ 人権擁護の取組みの促進

- ① 人権相談所の開設や、小学校での人権教室開催、イベントなどでの啓発活動を継続して実施し、人権擁護の理念を広く伝えます。
- ② 虐待などの相談に速やかに対応するとともに、関係機関と協力し、必要があれば避難措置を施します。
- ③ 犯罪や非行の再発等を予防するために、幸せな社会生活を営むための仕組みの啓発、支援活動などや更生保護に対する取組みを行うとともに、警察による犯罪被害者に対する支援への協力にも努めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① ボランティア講座、交流会、イベント等の学習・体験機会に積極的に参加し、ボランティア活動の必要性を理解して行動し、またスキルアップに努めて地域のリーダーを目指し、ボランティア団体の組織化にも参画します。
- ② 福祉のこころ、意識を育み、これを高揚させ、地域福祉活動へ参加します。
- ③ 人権擁護の理念を受け入れ、周りの人を支え住みよい社会を作るよう協働します。
- ④ 更生保護活動や犯罪被害者に対する支援に協力します。

## 5 高齢者福祉

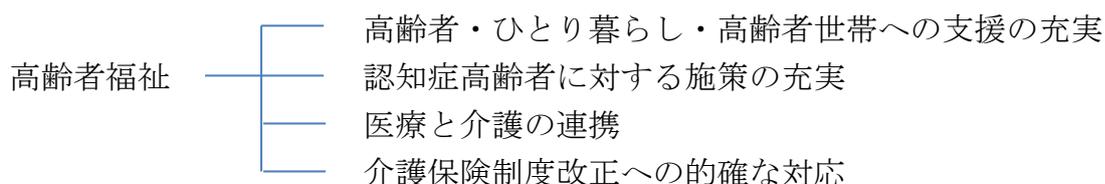
### 【現状と課題】

当町における65歳以上の高齢者人口は、平成26年9月の住民基本台帳で4,523人と総人口の31.7%を占めています。また、将来人口推計によると、平成32年にはその割合が38.0%に達し、4人に1人が高齢者という状況になります。

介護保険事業については、平成26年5月末において、65歳以上の第1号被保険者のうち、要介護・要支援認定者数は817人で認定率が18.1%、また、受給者数は678人で、サービス別では居宅サービスが72.0%を占めています。

急速に高齢化が進む中で、65歳以上のすべての高齢者を介護保険が新しい総合事業で支援充実を図り、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、目指すべき姿を具体的にしながら目標を設定して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 高齢者・ひとり暮らし・高齢者世帯への支援の充実

福祉安心電話、配食サービス、要援護者除雪対策などの既存の事業に加え、地域支援事業を活用し、生活機能低下の防止や認知症予防、閉じこもり予防など、介護予防の取組みを進めます。また、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくり・支援体制の充実・強化と高齢者が積極的に社会参加し、自立が促進される地域づくりを目指します。

#### ■ 認知症高齢者に対する施策の充実

① 地域包括支援センターに初期集中支援チームを早期に整備するよう努め、認知症の早期診断・早期対応とともに、地域支援推進員による相談対応等より認知症になっても生活できる地域の実現を目指します。

② 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者とその家族への地域での見守りの意識を醸成していくとともに、家族介護者の介護負担の軽減のため、介護者や介護経験者との交流・情報交換できる機会の提供やサービスの充実を進めていきます。

## ■ 医療と介護の連携

- ① 医療と介護が相互に連携しながら高齢者の在宅生活を支える体制を構築するため、退院時における関係機関のコーディネートなど、退院時支援の充実を図ります。
- ② 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。
- ③ 医療・介護・福祉の切れ目ない連携体制の必要性を各関係者に周知します。また、仮に療養が必要となったとしても、自宅で暮らし続けるための備えなどについて、町民に啓発していきます。

## ■ 介護保険制度改正への的確な対応

- ① 一定以上所得者の利用者2割負担の平成27年8月導入に伴い、新たに発行される「介護保険負担割合証（1割または2割）」の確実な交付と周知の徹底を図ります。
- ② 特別養護老人ホームの重度化（原則要介護3以上）に対応するため、入所指針の見直しを進めます。
- ③ 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に向け、既存の介護予防事業の整理体系化を行い、高齢者が自ら生きがいや役割をもって生活できるような地域の実現を目指します。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 高齢者・ひとり暮らし・高齢者世帯を地域ぐるみで支援します。
- ② 居宅介護を支援する地域意識を高め、買い物協力や配達サービスなど手を差し伸べます。

## 6 社会保障

### 【現状と課題】

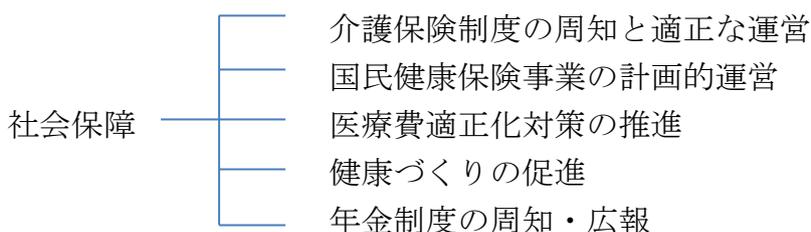
高齢化の進展が医療や介護の需要をつくり、医療技術の発展により高度医療が普及し、医療費の増大が見込まれることから、今後の社会保障制度改革の全体像や進め方などを定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が施行され、介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療の制度改革が行われました。

国民健康保険制度については、財政運営を都道府県単位化し、保険料の賦課徴収や保健事業等を市町村の役割とすることが規定されており、適切な役割分担が求められています。

また、生活保護制度については、全国的に被保護世帯が増加傾向にあることから、適切な指導、援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

公的年金は、老後生活の柱として定着し、国民生活に不可欠な役割を果たしており、国民年金制度については、「社会保障・税一体改革」に関連した制度改革が行われたことから関係機関と協力連携し、年金制度の理解や浸透を図る必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 介護保険制度の周知と適正な運営

- ① 介護保険制度を円滑に運営するため、地域の町民と協力し、地域密着型の受診啓発活動のほか、医療費適正化や受診率向上を目指した活動を展開し、介護保険の趣旨や仕組みなど制度の周知を図るとともに、予防給付や地域支援事業の充実を促進して介護給付費の削減を図り、介護保険の適正な運営に努めます。
- ② 徴収・支払事務の効率化、徴収率の向上を図り、介護保険財政の健全化に努めます。

#### ■ 国民健康保険事業の計画的運営

- ① 国民健康保険制度の仕組みなどを、広報誌やホームページなどに掲載し、啓発に努めるとともに、国保データベースの活用により、適切な健診・指導に努めて医療費を抑制します。

- ② 国民健康保険税算定については毎年適正であるか検証し公正負担に努めるほか、長中期的見通しに基づき国保財政調整基金を確保するなど、健全な運営に努めます。
- ③ 国民健康保険税未納者への個別訪問により、納付勧奨を推進し、悪質滞納者や高額滞納者については滞納処分を強化することで、収納率の向上に努めます。

#### ■ 医療費適正化対策の推進

- ① 重複、多受診者に対する訪問を行い、意識の啓発を図り、受診の適正化に努めるとともに、レセプトの縦覧点検の充実・強化を図り、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、医療費の適正化、抑制に努めます。

#### ■ 健康づくりの促進

- ① 基本健康診査や介護予防健診など各種健診データを総合的に管理・活用しながら、生活習慣病の予防などの保健事業の充実を図り、医療費抑制に努めます。
- ② 実施計画に基づき特定健康診査と特定保健指導を実施するとともに、特定健康診査とがん検診の受診率を上げ、より重症化してからの医療受診を少なくし、医療費の適正化に取り組みます。
- ③ 県、関係機関及び団体と連携して「短命県返上」の取組みを進めます。

#### ■ 年金制度の周知・広報

- ① セーフティネットとしての年金制度の趣旨を、広報誌やホームページなどで広報し、制度の啓発普及を図ります。
- ② 窓口での相談業務の充実を図るとともに、各種申請の受理や進達などの業務を円滑に行います。
- ③ 年金受給権の確保のため、関係機関と連携して、届出勧奨や保険料の納付指導、免除申請手続きの推進に努めます。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 社会保障制度への理解を深め、自ら一員となって受診啓発活動を展開し、特定健康診査やがん検診の受診を呼び掛けるなど、医療費抑制に向け、協働していきます。
- ② 夏祭りや敬老会などの地域集会に併せて行政機関に出前講座を要請するなどし、医療費適正化や受診率向上への啓発活動へ協力します。

## 第5節 郷土の住みやすさを実現する

### 1 道路・交通網

#### 【現状と課題】

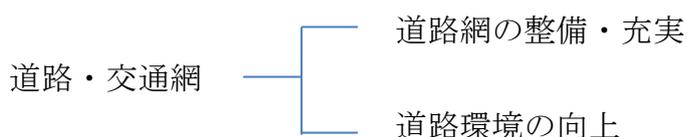
平成26年4月1日現在、当町には国道が2路線（4号、279号）、県道が7路線（主要地方道1路線、一般県道6路線）、町道が367路線あり、町道の総延長132.4kmのうち舗装率は60.7%、改良率は47.9%となっています。その他に農林道が総延長27.7kmあります。

地域高規格道路である下北半島縦貫道路(むつ市・七戸町間約6.8km)は、町内の野辺地北～野辺地バイパス区間の約18.0kmが既に供用されています。現在、むつ南バイパスと横浜南バイパスの整備工事が進められており、早期の全線開通が望まれています。

当町では、これまで道路整備については、狭隘区間や未舗装区間の解消、側溝の改修、歩道の確保などを中心に整備を進めており、併せて周辺環境整備にも取り組んできました。

自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・県と連携しながら、町内外の広域幹線道路や生活道路、農林道の計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していかなければなりません。また、花や緑と調和した道路景観づくり、人に優しい道づくりなど、道路環境の質的な向上も図っていく必要があります。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 道路網の整備・充実

- ① 町道については、町民ニーズを尊重しながら、生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線整備を順次計画し、事業化を図り、幹線道路については、通学路を中心に歩道の整備を進めます。
- ② 農林道については、農林業の多面的機能の活用を図るため計画的な整備を進めます。
- ③ 国道、県道の歩道狭隘部の解消を図るため、引き続き国・県に対し、整備の要望をしていきます。

## ■ 道路環境の向上

- ① 国・県と連携しながら、流（融）雪溝の整備計画を策定し、除雪の強化に努めるとともに、凍結路面对策や交差点・歩道の堆雪の緩和、さらには視線誘導標の設置など吹雪対策の強化を図ります。
- ② 危険個所の改良、防護柵の設置などにより、有事に強い道路づくりに努めるとともに、段差の解消、歩道やポケットパークの設置、幅員の拡幅、線形の改良、交通安全施設の設置、防犯灯・街路灯の設置、歩行に支障をきたしている電柱の移設などにより、高齢者や障がい者、子どもにも配慮した道路づくりに努め、また、適切な環境保護に努めながら、沿道への花の植栽、当町のイメージにふさわしい色彩・デザインなどの採用、法面の緑化など道路景観の整備を進めます。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 自分たちの生活道路という意識を高め、各自治会等による、側溝の泥上げ及び沿道の草刈りなど道路環境の向上に向け協働します。
- ② 高齢者や障がい者、子どもにも配慮した道路づくりのために、狭隘道路の拡幅改良等の必要性を理解し、協力します。

## 2 公共交通

### 【現状と課題】

当町の公共交通は、鉄道、路線バス及び市町村運営有償運送等で構成されています。

町内の鉄道の要となる駅は、第三セクターの青い森鉄道(株)（以下「青い森鉄道」）の野辺地駅で、同社が運行する青い森鉄道線（青森～野辺地～三沢～八戸～目時）のほか、東日本旅客鉄道(株)（以下「JR」）が運行するJR大湊線（野辺地～陸奥横浜～大湊）が乗り入れています。なお、町内には、野辺地駅（青い森鉄道）、北野辺地駅（JR）、有戸駅（JR）の3駅があります。

平成22年12月の東北新幹線全線開業に伴い、JR東北本線八戸・青森駅間が青い森鉄道に移管され並行在来線となりましたが、両駅までの所要時間や新幹線との乗継時間の増大などを要因として観光客を含めた利用者数が減少しているほか、特急の停車が無くなったことや、当町最寄り的高速交通機関への接続点が東北新幹線七戸十和田駅となったことから、従来の野辺地駅がもたらした賑わいも衰えが見えます。

バスについては、十和田観光電鉄(株)と下北交通(株)の民営2社が、町内路線の野辺地市内線などのほか、当町と十和田市、むつ市、青森市、六ヶ所村を結ぶ路線を運行しており、他に平内町の町民バスが1日1便野辺地駅まで乗り入れしていますが、町内の一部には公共交通空白地帯がある状況です。高速バスは、国際興業(株)、弘南バス(株)の民営2社が、野辺地駅から首都圏までの運行をしています。

そのほか個々の事業者により、六ヶ所村の原燃関係事業所の通勤バス、野辺地西高等学校の通学バス、スーパー・薬局のお客様送迎バス等が無料で運行されており、これらで移動する方は公共交通を利用しないという地域交通の特色があります。

野辺地町地域では、人口減少、少子化による通学者の減少などにより、バス利用者の減少が続き、採算性の問題から運行便数・路線数が減少傾向にあります。

公共交通機関は、通勤・通学、買い物、通院、旅行などの重要な交通手段であり、今後は、近隣町村との調整を行いつつ、コミュニティバスや乗合タクシーなどの手法の検討を含めて、維持・確保に努めていく必要があります。

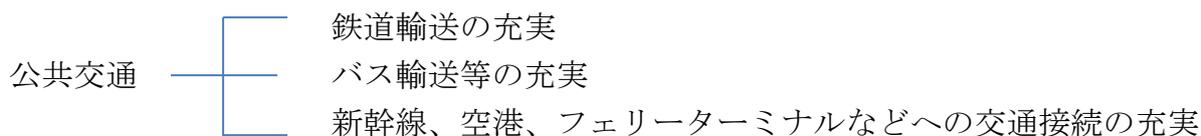
自家用車を利用することが多い町民等にとって、自宅や町から目的地に向かう交通に関しては、今は比較的良い状況ですが、これから高齢化等が進み、車を運転できない一人暮らし老人等が増えていくことが予想される社会状況の中では、将来の生活交通路線の維持は重要な課題です。

町と事業者や町民の協働により、スーパー、薬局のお客様送迎バスによるサービスと公共交通の維持存続のバランスを図るなどし、持続可能な生活交通手段を存続していかなければなりません。

一方、観光客や出張者など、町に入ってきた方が利用できる二次交通体系は、とても貧弱な状況にあり、当町の産業・観光振興にとっても、新幹線駅からの二次交通の確保と青い森鉄道への接続等、利便性の向上が重要な課題となっています。

また、中核病院、産科、小児科への通院などについても、公共交通の確保や交通費助成により、町民移動利便を高める必要があります。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 鉄道輸送の充実

- ① 野辺地駅舎のバリアフリー化や周辺の駐車場、駐輪場の整備、駅前広場の機能強化、青い森鉄道線の円滑な運行や新幹線駅へのアクセスの確保などを運行事業者や関係協議会へ要望していき、当町のアクセスの中心である野辺地駅の利便性を高めるように努めていくとともに、強風により運休することがあるJR大湊線の恒久的な強風対策の実施をJRへ働きかけます。
- ② 青い森鉄道へ「みどりの窓口」の機能を代行する「青い森たびショップのへじ」の設置を依頼し、インターネットによる購入を煩わしく思う高齢者等の切符購入及び旅行計画や、来町者へ交通案内等のサポートに努めます。
- ③ 青い森鉄道や県、沿線自治体などと連携しながら、青い森鉄道線の利用促進を図り、地域住民のマイレール意識の高揚に努めます。

### ■ バス輸送等の充実

- ① 環境保全の観点からも町民の公共交通機関の利用を促すとともに、公共交通空白地帯の解消に努め、持続可能な地域公共交通体系の構築を図りながら、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の日常生活の足の確保に努めます。
- ② 利用者ニーズに合わせたダイヤの改正、乗り継ぎがしやすい交通事業者間の連携、待合所の改善など、快適に公共交通を利用できる環境づくりに努め、地元の人が日常生活の中でもっと積極的にバスを利用できるようにしていきます。
- ③ 単なる移動手段を確保するという目的だけではなく、近隣市町村との連携、観光、中心商店街の活性化など、まちづくりと連動した取組みにも視点を置き、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設けて地域公共交通網形成計画を策定してバス路線の維持・確保に努めていきます。
- ④ バス交通事業者が減収不採算等を理由に町内のバス運行から撤退しないように情報収集に努めて適切な補助スキームを検討するとともに、コミュニティバスや乗合タクシーといった手法のシミュレーションも行って比較検討し、万が一の移行を速やかに行えるように準備し、地域の公共交通を継続的に確保できるようにします。
- ⑤ 公共交通でカバーできていない高齢者や身体の不自由な方など弱者の移動に関しては、市町村運営有償運送等の実施を検討し、行き届くようにしていくほか、中核病院、産科、小児科への通院などについて、公共交通の確保や交通費の助成等により、住民移動利便を高めていきます。

■ 新幹線、空港、フェリーターミナルなどへの交通接続の充実

- ① 新幹線各駅、空港、フェリーターミナルなどのゲートウェイへ接続する二次交通機能については、関係する各地域公共交通会議等と連携して二次交通事業を展開するなど拡充に努めます。

【協働における町民等の役割の例】

公共交通サービスを維持・確保していくために、まず利用者を増やしていく努力が必要となり、これにより十分に補えない場合に交通事業者に対する自治体からの補助金等が必要となります。

この仕組みについての地域住民等の理解や、地域住民、交通事業者及び自治体間でのサービスの内容や負担のあり方についての率直な議論、そして、各主体間の合意形成が必要と考えられます。

公共交通の利用者を拡大していくためには、自家用車だけに依存しない公共交通を中長期的に守るといふ取組みが必要であるとともに、地域住民の意識に働きかけるコミュニケーション施策を大規模に実施していく一方で、様々な交通システムやその運用の改善をバランス良く進めていくことが重要です。

地域住民にも現状や課題を理解してもらい、交通事業者も自治体も持続可能なシステムを策定し、「ソーシャルキャピタル（社会関係資本）\*<sup>1</sup>の大切さを理解しよう」「中長期的に地域の公共交通サービスを維持していこう」という協調的行動を創り出すことを目指す必要があります。

- ① 地域住民、交通事業者及び行政の3者は、地域の公共交通サービスを維持・向上させるための新しいシステムについて、議論、合意形成できるように設けられた場に参加し、これを活用しながら、住みやすい地域づくりのための協調的行動に取り組んでいきます。
- ② 地域住民自らが、青い森鉄道線は地域のマイレールであるとの意識を高め、鉄道の利用、駅環境の整備、イベントへの参加などに取り組み、末永く地域の交通手段を維持していくように努めます。

\*<sup>1</sup>社会関係資本 人と人とのつながり（関係）を、メリットを生み出す資源（資本）とみなす考え方

### 3 雪対策

#### 【現状と課題】

当町は、県内有数の豪雪地帯であり、冬期間の町民の安定した生活の確保に向けた対策が重要な課題となっています。

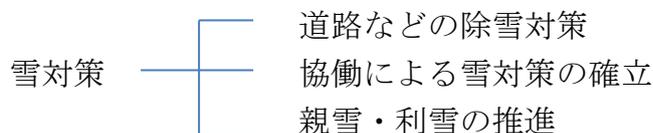
豪雪による公共交通機関への影響も大きいものがあり、幹線道路を中心に、生活道路や通学路、歩道の除雪を進めていますが、より一層の除雪体制の強化に努めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者世帯などにとっては、屋根の雪降ろし、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。このように除雪作業が困難な方々への支援には、近所の助け合いやボランティアによる支援、そして行政が行う除雪などが必要であり、今後も互助・公助による雪対策を進めることが求められています。

雪の問題は、将来のまちづくりを考える上で非常に重要ですが、流（融）雪溝などの整備が遅れており、最終的には流末の問題なども含め、整備計画の策定が急がれます。

今後は、官民を挙げた除雪・克雪・親雪・利雪などを考慮した雪対策計画の策定と着実な実行が求められています。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 道路などの除雪対策

- ① 除排雪機械の更新や除排雪体制の強化・充実に努めるとともに、除雪オペレーターの技能向上と指導強化を図り、また、歩行者の安全を確保するための歩道除雪の拡充を図ります。
- ② 市街地や住宅地などの雪捨て場の確保に努めるほか、町民の除排雪作業の省力化や歩行者空間の確保対策として、道路への流（融）雪溝などの整備を検討、推進します。また、住宅や事業所などへの融雪設備の設置を促進します。

##### ■ 協働による雪対策の確立

- ① 町民の連帯意識の醸成と、地域、事業者、行政との協働による除雪体制の確立を図ります。

- ② 高齢者や障がい者世帯への「要援護者除雪対策事業」を引き続き推進するほか、在学青年ボランティア会などによる除雪奉仕活動を支援し、継続的な取組みを促進します。

■ 親雪・利雪の推進

- ① イベント開催などにより親雪、利雪の意識醸成を図るとともに、スキー場の利活用や、スキー競技大会の誘致に努めます。
- ② 雪を冷熱源とした雪室や冷房設備など、地域産業への利活用を検討します。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 地域自らが、自治会による私道や狭隘道路の除雪に協力し、また、除雪作業、屋根の雪下ろしなどの安全講習会へ参加するとともに、除雪のマナー向上に努めます。
- ② 雪の堆積場の提供や、歩行者の安全を確保するための歩道除雪に協力します。

## 4 情報通信基盤

### 【現状と課題】

当町におけるインターネット接続サービスの状況は、市街地では光回線が導入されており、それ以外の地域でもADSL回線が利用でき、全域で高速通信サービスを受けることができます。また、携帯電話や情報処理端末については、山間部などを除いてほぼ全域での通信が可能となっています。

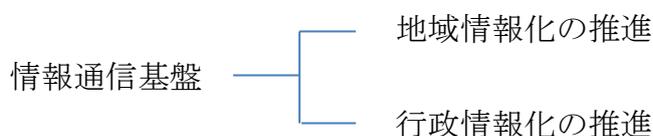
また、町民にとって最も身近なテレビ放送については、平成23年7月の地上波デジタル化に伴う難視聴対策を実施し、町内全域で視聴が可能となっています。

パソコンや携帯電話など、情報通信技術の飛躍的な発展により、私たちの日常生活も便利になっていますが、一方で、情報の地域・個人格差やプライバシーの侵害など負の側面もあります。

これらの問題に対応し、誰もが安心して便利に高度情報化社会の恩恵を享受できるよう、町民に対し情報化社会の正しい知識を伝えていくとともに、安全で適正な地域情報化社会の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

また、行政の情報化や通信基盤整備を積極的に推進し、町民サービスの向上と開かれた行政の推進に努めていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 地域情報化の推進

- ① 町民の情報活用能力の向上を促進するために、ICT基盤の整備を行うほか、情報通信技術を活用した各種情報サービスの提供の充実に努めます。
- ② 学校での情報教育を充実させるとともに、情報に関する知識や能力を習得するための機会の拡充に努め、また、情報犯罪の発生を防ぐため、情報を選択する目を成熟させ、情報を制御できるよう、情報犯罪に対する啓発に努めます。
- ③ 高齢者や障がい者などに情報格差が生じないよう多様な媒体を活用した情報発信に努めます。

## ■ 行政情報化の推進

- ① 行政情報システムの運用については、町の情報セキュリティポリシーを遵守し、不正アクセスやコンピュータ・ウイルスに対する予防を図るなど、システムやデータベースのセキュリティ対策に努めます。また、個人情報の流出やプライバシーの侵害に十分配慮した運用に努めるとともに、情報セキュリティの講習を行います。
- ② 情報通信技術を積極的に取り入れ、証明書などの発行や各種申請などを可能とする行政サービスの導入を図ります。また、公共施設などの予約もホームページから行えるように、システムの導入を検討します。
- ③ 災害時等においては、防災行政無線やホームページ、エリアメールなどを活用し、防災情報を迅速かつ的確に伝達できるよう努めます。
- ④ 自治体の行政情報システム経費の抑制のため、自治体高度情報化（クラウド化）推進に努めます。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 家庭やPTA等団体においても、小・中学校の児童生徒や地域の高校生等が携帯電話等の利用により犯罪に巻き込まれることを防ぐため、児童生徒等の携帯電話利用マナーの向上、犯罪被害防止の啓発に努め、情報を選択する目を成熟させ、注意深く使用するように指導するなど、情報犯罪に対する啓発に地域一体となって取り組みます。また、依存等過度な利用とならないよう教育に取り組みます。

## 5 土地利用

### 【現状と課題】

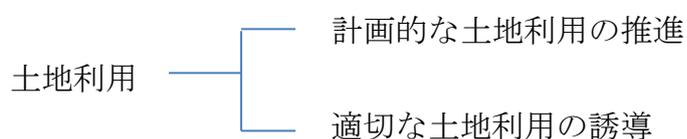
当町は、北を陸奥湾に面し、西は八甲田連峰に連なる烏帽子山岳地帯、東は丘陵地帯となっており、平坦地はさほど多くありません。

総面積81.61km<sup>2</sup>のうち、農用地と森林による第一次的土地利用が約80%を占め、道路や宅地などの都市的土地利用は全体の約6%となっています。

今後、社会・経済情勢の変化や人口減少、高齢化の進展などにより、既存市街地の空洞化や遊休農地の増加などが懸念されています。

このような状況を見据えた中で、自然や景観、農業生産環境に十分配慮しながら、長期的展望に立った計画的かつ効果的な土地利用の推進に努めていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 計画的な土地利用の推進

- ① 土地利用の現状や社会・経済動向、地域の自然・文化などを踏まえ、国土利用計画や農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画の整備を進め、また、都市計画区域の良好な都市環境の維持・形成を図るとともに、将来を見通した市街地の健全な発展と秩序ある整備に努めます。
- ② 公共用地における未利用・低利用地の有効利用や空き地・空き家・空き店舗などの活用により、町の活性化と若者の定住促進に努めるとともに、港湾敷地については、産業振興のために有効活用していきます。

#### ■ 適切な土地利用の誘導

土地利用の誘導にあたっては、各種の土地利用関連法の適切な運用に努めるとともに、関連計画との整合性を図ります。

### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 所有する空き地、空き家、空き店舗を提供し、またこれを借り受け等により活用し、元気なまちづくりに向け協働します。

## 6 住宅・宅地・定住環境

### 【現状と課題】

平成22年の国勢調査によると、当町の住宅は、一般世帯数5,751世帯のうち、持ち家は4,288世帯、公営などの借家89世帯、社宅・寮などの給与住宅122世帯、民間借家1,043世帯、間借73世帯となっています。持ち家は一般世帯の76.4%を占め、全県平均の70.6%を上回っており、全国平均の61.9%を上回っています。

我が国では、これまで、昭和41年以降8次にわたる住宅建設5カ年計画に基づき、人口増に対応する住宅の充足や住宅困窮者の解消などの政策が進められてきました。当町では敦平団地、みどりが丘団地、駅前団地、前平団地の4つの町営住宅に、総計77世帯分の住居を確保しています。

当町の住環境は、持ち家率や一世帯当たり延べ床面積などはほぼ良好といえますが、今後は、耐震性などの住宅性能や、環境・景観への配慮などの居住環境水準など、質の面を重視した住宅政策を総合的に推進していくことが求められています。また、ファミリー層やU・J・Iターン層など、新規の住宅ニーズに対応するとともに、若者定住に視点を置いて、良好な住宅・宅地の供給を誘導していくことが必要です。さらに、中心市街地の低未利用地等の有効活用を図り、日常生活に便利なコンパクトなまちづくりに努めていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 良好な住宅・宅地の供給

- ① 町営住宅の適切な維持改修に努めながら、定住人口の増加を図るため、若者の定住促進への町営住宅の利活用や民間による賃貸住宅の供給を促進し、また、円滑に住宅を取得できるよう、気軽に住宅に関する相談を受け入れる体制づくりに努めるとともに、国・県などの各種支援制度の周知を図ります。
- ② 空き家については、解体・撤去対策を進めるとともに、空き家バンク制度などによる有効活用を図ります。

■ 良好な住環境づくりの促進

- ① 災害に強い材質・構造の普及、啓発、狭隘な道路の拡幅整備による延焼防止帯の確保などにより、災害に強い住宅づくりを促進し、また、住宅のバリアフリー化、良質な断熱材の使用や太陽光発電、省エネ設備、融雪設備の設置、敷地内緑化、浄化槽の普及・拡大など、環境に配慮した住宅づくりを促進します。
- ② 新規の住宅ニーズに対応するための住宅、宅地開発等については、自然環境と調和させ良好なものとなるように促進するとともに、機能的でコンパクトな暮らしやすい市街地の形成に努めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 良好な住宅・宅地の供給、住環境づくりの促進について理解を深め、環境に配慮した住宅づくりや、機能的でコンパクトな暮らしやすい市街地の形成に協力します。

## 7 上水道

### 【現状と課題】

水道は、町民の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして、また、社会経済活動を営むうえで必要不可欠な基盤施設です。

当町の水道は、昭和40年に計画給水人口17,000人、計画1日最大給水量3,400m<sup>3</sup>とする上水道として創設されました。その後、住宅地の拡大や人口の増加、市街地の都市化や生活様式の多様化により、水道施設を3次にわたり拡張し、平成元年には、計画給水人口20,640人、計画1日最大給水量11,010m<sup>3</sup>、平成25年に給水普及率99.2%に達し、現在に至っています。

当町の主な水源は、新田地区と琵琶野地区の自噴の地下水であり、それぞれの水源地から導水管で浄水施設へ運び、浄水処理後に各家庭に給水しています。

今後も、安全な水の安定した給水を図っていくため、節水意識の啓発や、老朽施設の計画的な更新、災害時の給水体制の確保、経営の効率化などを進めていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 良質な水源の確保

- ① 町民に水資源の大切さを啓発するとともに、2か所の水源地域の環境整備などにより、水源の保全に努めます。

#### ■ 良質な水の供給

- ① 安全で良質な水の安定供給を図るため、水質の安全性強化とともに、漏水調査、計画的な老朽管更新や配水管布設などに努めます。
- ② 水道施設の耐震化や応急復旧用資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時の応急給水体制の充実を図るため水道危機管理マニュアルの策定を進めます。

#### ■ 水道事業の経営健全化

- ① 水道事業の運営体制の強化や業務の民間委託、情報化の推進など、公営企業としての水道経営の安定化・効率化に努めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 水資源の大切さを理解し、節水意識の向上に努めます。

## 8 下水道

### 【現状と課題】

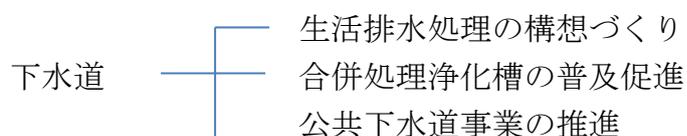
下水道は、家庭から出る生活雑排水や事業所排水などを集め、処理場で微生物の作用などを利用して分解し、きれいな水にして川や湖に放流するもので、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの方式があります。

当町は、陸奥湾水域流域別下水道総合整備計画の関連市町村であり、この上位計画との整合を図り、平成22年を目標とする公共下水道計画を平成6年に策定し、平成7年に工事に着手しましたが、財政上の理由により平成16年から休止状態となっています。

現在は、新築住宅に合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことや、住宅改修などにより、合併処理浄化槽が普及してきていますが、汚水処理人口普及率は平成26年4月1日において43.9%に留まっており、県平均の75.2%を大きく下回っています。

陸奥湾や野辺地川水系などの公共水域の環境を保全するため、公共下水道を含めた新たな生活排水処理基本計画の策定と合併処理浄化槽の整備の促進を図っていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 生活排水処理の構想づくり

- ① 公共下水道や合併処理浄化槽といった生活排水処理施設の整備や維持管理を、町全域を見据え、最も効率的・効果的に進めるため、生活排水処理基本計画などの策定に努めます。

#### ■ 合併処理浄化槽の普及促進

- ① 合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度の充実を図り周知に努めるとともに、適正に機能するよう適切な維持管理の指導に努めます。

#### ■ 公共下水道事業の推進

- ① 公共下水道計画の見直しを図るとともに、事業の早期再開に向けた検討を進めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 陸奥湾や野辺地川水系などの公共水域の環境の保全の必要性を理解し、浄化槽の普及促進や、下水道事業の推進について協調的行動をしていきます。

## 9 景観・自然環境

### 【現状と課題】

遊休農地や森林などの荒廃、多様な素材や色彩・デザインの建築・設置物の混在などは、統一のとれた落ち着いた景観形成を阻害する要因となっています。

景観行政については、これまで屋外広告物法に基づく屋外広告物規制や都市緑地法に基づく緑化の促進が中心でしたが、平成17年6月に景観法が施行され、景観行政団体の指定を受けることにより、景観地区、景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木の設定が可能となるなど、景観形成に関する行政の権限が大幅に拡大しました。

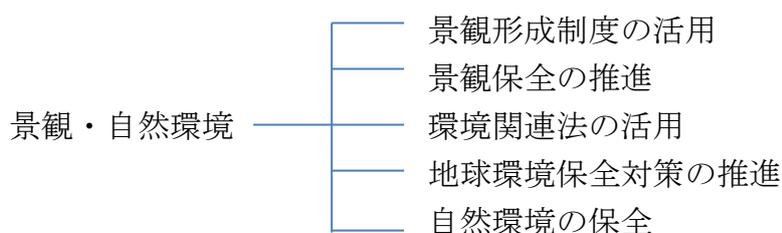
今後、郷土・野辺地の美しい景観を未来永劫に残していくために、景観法の手法も活用しながら、町民主体の景観づくりの取組みを一層促進していくことが重要となっています。

また、自然環境については、地球規模での環境問題となっている地球温暖化の防止が大きな課題となっており、国では地球温暖化防止対策実行計画を策定し、その対策に取り組んでいます。

当町においても、平成19年度に「地域省エネルギービジョン」を、平成21年度には「地域新エネルギービジョン」を策定し、地球温暖化の防止を基本としながら、新エネルギーの調査・研究や一般事業者の新規参入の促進を進めて、環境にやさしいまちづくりを進めています。

今後も、町民と行政が一体となり、無秩序な自然破壊を極力さげ、自然を持続的に保全し、失われた自然を回復していく取組みの推進に努めていく必要があります。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 景観形成制度の活用

- ① 景観法による景観行政団体の指定により、景観形成の基本指針となる景観計画の策定や、景観条例の制定などを検討し、必要に応じて、市街地の良好な景観形成を図るため景観地区を設定し、野辺地らしい景観の形成の誘導に努めます。

## ■ 景観保全の推進

- ① 「緑の基本計画」を策定し、農地や森林、水辺空間の保全を図るとともに、遊休農地の活用や景観作物の栽培など、潤いのある自然環境の創造に努め、公共建築物の建設、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和したデザインや色彩の導入に努めます。
- ② 国道、県道を含めた道路での電線類の地中化を検討し、国・県などが行う急傾斜地や海岸、河川の改修など公共事業についても、多自然型工法の採用、緑化、コンクリートの被覆など地域の景観に十分配慮するよう要請していきます。
- ② 町民の主体的な取組を促進し、地域の特色を生かしながら、自然と調和した景観づくりを進めます。
- ④ 環境の美化や廃屋の除去等を進めるため、環境美化条例等の策定を検討します。

## ■ 環境関連法の活用

- ① 環境基本計画の策定や環境基本条例の制定を進め、自然環境や地球環境の保全、生活環境の整備など、総合的な環境行政を推進します。

## ■ 地球環境保全対策の推進

- ① 「地域省エネルギービジョン」及び「地域新エネルギービジョン」の行動計画の実行に努め、町全体での地球温暖化防止策に取り組み、また広報誌、パンフレットなどの配布や、学校教育、社会教育などでの地球温暖化に関する学習を通じ、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルの啓発に努めます。
- ② 街路灯や公共施設等の照明についてLED化を進め、自動車から排出される大気汚染物質を減らすための公共交通機関の利用促進やエコドライブ（環境にやさしい運転）、低公害車の普及・啓発に努めます。
- ③ 新エネルギーの調査・研究や一般事業者の新規参入を促進します。

## ■ 自然環境の保全

- ① 適切な鉱業規制に努めながら、陸奥湾に接する各自治体と広域的な連携を図り、陸奥湾の環境保全に努め、また、森林の持つ水源涵養作用や二酸化炭素吸収作用を高めるため、森林資源の保全を図っていきます。
- ② 当町が日本最北の生息・生育地とされ、県の最重要希少野生生物にも指定されている「ハッチョウトンボ」の保護に努め、また、町民協力や関係機関との連携のもと、自然学習の指導者やボランティアなどの育成を図るとともに、自然環境保護思想の高揚を図りながら、自然資源や貴重な動植物の分布、生態系の調査を進め、保全に努めます。
- ③ 人畜や農作物への被害対策のため、有害鳥獣駆除を推進します。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 自然資源や貴重な動植物に興味を持ち大切にし、家庭においてはエコに取り組んでいきます。
- ② 森林の定期的な間伐に努め、景観の保持や環境保全に取り組めます。

## 10 公園・緑地

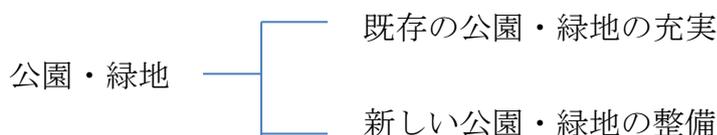
### 【現状と課題】

町民の健康づくりや憩い、交流の場として、公園や緑地は必要不可欠なものです。また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。

当町には、こうした機能を有する公園として、愛宕公園をはじめ、運動公園、海浜公園、潮騒公園、常夜燈公園など全部で12か所の公園・緑地・広場があります。また、柴崎地区健康レクリエーション施設も町民の憩いの場であり、身近に自然と触れ合う場としての機能を果たしています。

今後も、貴重な自然を保全し、親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出・再生していく必要があります。また、一部の児童公園などでは施設の老朽化が進み、遊具などが撤去されたままになっているため、施設の改善・充実が求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 既存の公園・緑地の充実

- ① 公園長寿命化計画を策定し、既存の公園・緑地の芝や樹木の手入れ、遊具などの補修、照明施設やトイレの設置、充実など、計画的な整備及び管理運営を図るとともに、行政の花壇等の植栽への物的な支援と地域住民による清掃活動や遊具の点検など相互の協働に努め、町民からより親しまれ、有効に活用されるよう取り組みます。
- ② 既存の公園を緑の拠点と位置づけ、農地や森林の保全、沿道緑化などにより利用しやすい緑地をつなげ、緑のネットワークづくりに努めます。

#### ■ 新しい公園・緑地の整備

- ① 公園の新設に際しては、町民ニーズの把握に努めるとともに、町民の意見を取り入れた公園づくりに努め、道路改良や公共施設の整備・新設に際しては、緩衝緑地を設けることを検討します。また、既存の遊休公共施設用地などについては、公園・緑地への転用など、有効活用を図ります。
- ② 共同墓地公園の整備については、社会環境の変化や墓地の需要を十分に見極めながら検討を進めていきます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 地域住民による清掃活動や遊具の点検などを協力して行っています。また、道路改良等に伴い生じた空地の緑地化等に協力します。



- ② 資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図り、町民がいつでも紙類を持ち込めることができる「エコステーション」の利用促進を図ります。また、生ごみや落ち葉などの堆肥化など、リサイクルできる品目の拡大に努めます。
- ③ ごみに関する広報活動の充実、学校教育、社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動の促進などにより、3R運動の先頭に立つ住民リーダーや事業所の育成に努め、町ぐるみで3R運動を展開していきます。

#### ■ 適切な処理の推進

- ① 一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理に努め、ごみ排出量の推移をみながら、収集体制や料金体系などを適宜見直していきます。
- ② し尿及び浄化槽汚泥の適切な収集・処理体制の維持・充実に努め、また、県などと連携しながら、浄化槽の設置者に対し適切な点検・保守管理を徹底します。

#### ■ 環境保全対策の推進

- ① 典型7公害（水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下）の防止に向け、不法投棄監視員をはじめ、町民や関係機関と協力、連携しながら、ごみのポイ捨てや不法投棄に対する監視、指導體制の強化に努めます。
- ② 町民や事業者への環境美化意識の啓発に努めるとともに、地域コミュニティやボランティアによる美化清掃活動を支援し、町民と行政との協働による環境保全活動を展開します。
- ③ 化石燃料に頼らないクリーンエネルギーの導入促進に努めます。また、エネルギーミックスに関する施策の動向について注視し、電源地域支援団体等との連携に努めます。
- ④ 旧寺ノ沢埋立地の適正閉鎖に努めます。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① フリーマーケットなどに自ら参画し、資源の有効利用に協力するとともに、ごみを減らすことによる環境改善への理解を深め、ごみを減らす生活を心がけます。
- ② 地域コミュニティやボランティアによる美化清掃活動を支援し、町民と行政との協働により環境保全活動を推進していきます。

## 第6節 郷土づくりを進める組織とシステムを創る

第1節から第5節までの各分野の後段で、既に協働における町民等の役割に関して一部記載していますが、ここでその必要性などについて記載します。

野辺地町の国勢調査人口は、昭和55年の18,419人をピークに減少に転じ、平成22年は14,314人と30年間で4,000人以上減少しています。

また、将来推計人口では2040年（平成52年）に8,969人と、ピーク時の半分にまで減少すると言われていています。

人口減少や少子高齢化により、地域力の素となるマンパワーや行政経費に充てる税収が減るなど、野辺地町の運営はだんだん厳しくなっていくと予想されています。

この節に述べるように、町は、積極的な情報公開や公聴を行いながら、行政改革を進め、広域行政の取組みによりスケールメリットを見出し、合理的、効率的な行政運営に努めていきますが、これからの野辺地町の運営は、行政だけの対応では限界があり、町民協働が不可欠となります。

町は協働の啓発や協調行動の引き出しに努め、地域の方は協働のまちづくりに参加していきます。

### 1 行財政

#### 【現状と課題】

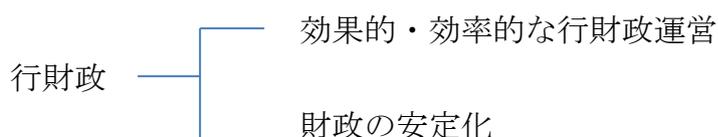
平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、今後、国を挙げて地方の人口減少抑制と地域活性化の施策に取り組んでいくことになりました。

町でも「地方創生」に取り組むため、総合戦略計画を策定し、効率的に国の支援を受けるとともに、自立、創生に向けた行財政基盤づくりが求められています。

これまで、地方分権への大きな流れのなかで、町では、組織機構の整理、施設の廃止、公共施設の管理の一元化、情報の公開、職員倫理の徹底などの改革を進めてきました。

また、町財政の再建への取組みについては、町民や議会・職員などの協力を得て効率化に努めてきました。しかし、東日本大震災による町税収入の落ち込みからの回復は緩やかであり、地方交付税も平成22年度に一旦は大幅に復元されたものの以後減少が続き、厳しい状況にあります。一般財源の収入見通しは今後も厳しい状況と予測され、自主財源確保のために町税や受益者負担金の確実な徴収が求められています。一方、歳出は過疎対策事業債の償還を中心とした公債費の増加、扶助費等社会保障費の増加や一部事務組合や特別会計への負担の増加など、厳しい状況が続く見通しのため、財政健全化に向けた継続的な取組みが求められています。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

### ■ 効果的・効率的な行財政運営

- ① 行財政運営については、時代の変化や町民ニーズに的確に対応しつつ、中長期的な視点から事務事業の見直しや民間委託を推進し、各種施策の計画的な推進に努め、行政組織については、新たな制度、地方分権の段階的進行及び平成27年度からの教育委員会制度改革に適切に対応させて事務の適正化や効率化を推進し、組織機構の簡素合理化を念頭に柔軟な人事異動及び女性職員の職域拡大を含む機構改革や職員定数の適正化及び再任用職員の適切な配置を行いながら、幅広い町民サービスを提供できる弾力的な体制づくりを進め、活性化を図ります。また、公益通報者保護制度等を導入するなど、組織強化の仕組みづくりに取り組みます。
- ② 各種事業の推進にあたっては、指定管理者制度の導入を積極的に検討します。
- ③ 施策の効果検証や実施方法の修正のため、町の事務事業の評価を積極的に行います。また、教育委員会等の事務についても、点検、評価を行い、公表に努めます。
- ④ 組織内研修や県自治研修所の各種職員研修、県庁等での実務研修及び自治大学校等での高度研修を実施し、職員力の向上と意識の高揚に努めます。
- ⑤ 業績評価の重要な手段となる目標管理制度を導入して人事評価制度を構築し、成果主義を意識させ、職員のモチベーションアップに努めます。

### ■ 財政の安定化

- ① 健全で計画的な財政運営を図るため、緊急度や優先度などを的確に判断した、長期的な財政計画の策定に努めます。
- ② 健全な財政運営を確立するため、町民向け財政状況説明会の開催などを含めた財務状況の積極的な公表や公会計制度の導入に努めます。また、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入に努めます。
- ③ 公共施設等総合管理計画を策定し公共施設を適切に管理するよう努め、将来の財政安定化、役場庁舎をはじめとした公共施設の建て替え、適切な維持改修等の財源確保のため、基金積立金の計画的な増額に努めます。
- ④ 過疎地域自立を実現するための施策を立案し、過疎地域自立促進計画を策定して施策実施のための財源を確保し、いきいきとしたまちづくりを展開します。
- ⑤ 申告・納税相談体制の充実や滞納整理事務の強化などにより、納税意識の高揚と税収確保に努め、自主財源を確保し、また受益者負担の適正化に努めるとともに、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく振興計画の補助率か

さ上げ適用を漏れなく調整しながら、国、県、市町村振興協会の各種助成制度の有効活用を図り、計画的、重点的な施策の展開を図ります。

- ⑥ 当町が出資している第三セクター等に対して、経営健全化を含む適切な関与を行うよう努めるとともに、第三セクターや町が管理を委託している施設（団体）及び各種任意団体に対する委託料や補助金等について、現状を正しく把握したうえで、適切に支出するよう努めます。
- ⑦ ふるさと納税については、魅力ある特産品贈呈等の特典や、ホームページ、チラシ等による効果的な周知を検討し、より多くの方に寄附してもらえる環境づくりに努めます。
- ⑧ 街路灯のLED化や若者向け住宅提供事業などにはPFIの導入を検討し、民間活力及び資金を積極的に活用します。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 町財政状況説明会等へ参加し、町の運営状況の把握に努め、情報共有を図ります。
- ② 役場庁舎建設基金積立等の財源確保について、原子力立地給付金の配分調整や寄附等に協働で取り組むとともに、ふるさと納税にも参加します。

## 2 広域行政

### 【現状と課題】

新たな高速交通機関の整備などに伴う町民の生活圏の拡大や生活・文化ニーズの高度化・多様化や地方創生の実現の推進などにより、広域行政が担う役割はますます重要になっています。

当町は、隣接する横浜町、六ヶ所村との2町1村で組織される「北部上北広域事務組合」に、消防業務をはじめ、病院、一般廃棄物焼却場、斎場、福祉施設の運営等を共同処理させており、消防業務に関しては、上十三地域4消防本部（十和田、三沢、北部上北、中部上北）により、平成28年4月からの消防指令業務共同運用の開始を目指して、デジタル指令台設備等の共同整備を進めています。

そのほか、「下北地域広域行政事務組合」においてし尿処理を、「上北地方教育・福祉事務組合」において一部社会教育や社会福祉分野の事務事業を、また県内全市町村による「後期高齢者医療広域連合」において医療保険事務を、それぞれ共同処理しています。

平成24年10月には、「上十三・十和田湖広域定住自立圏」の形成協定締結がなされ、その下、中心市である十和田市及び三沢市はもとより、近隣町村とも連携・協力しながら、人口定住を図ることとなりました。

今後も、広域的な行政課題に対応していくため、既存の広域行政組織も活用しながら、事務事業の共同化や連携強化を図り、スケールメリットを見出していくことが求められています。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 広域行政の推進

- ① 広域行政の必要性や組織の役割などについて、町民への一層の啓発を図ります。
- ② 環境の変化や町民ニーズの多様化に対応した、広域的な組織体制の整備と施策の展開を図ります。
- ③ 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、連携事業の推進を図ります。
- ④ 町政と広域行政とのさらなる連携を図り、行政運営と圏域の活性化に努めるとともに、構成市町村として積極的な関与を果たしていきます。

- ⑤ 観光、農水産業振興、広域交通、土地利用など、広域的な重点課題での連携事業の推進に努めます。

■ 推進体制の強化

- ① 自治大・学校研修や県実務研修などを通じて、行政職員間の人的交流を図るとともに、広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体やグループの相互交流を促進します。
- ② 既存の協同・連携事務事業の再編や、新たな協同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。
- ③ あおもり移住・交流推進協議会等に参加し、移住・交流推進に向けて広域的に取り組めます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 自分の住む地域のみならず、広い視野で、広域行政の必要性、新たな行政サービスの手法、広域組織の役割などについて、理解を深め、協働します。

### 3 地域間交流

#### 【現状と課題】

地域間交流は、相互の自治体の足りない分野を補完し、また、人づくりや地域産業振興にとっても、大きな契機になります。

平成9年から友好都市提携を結んでいた旧菖蒲町が平成22年に久喜市と合併したことから、平成25年8月29日、あらためて久喜市と同提携をしました。

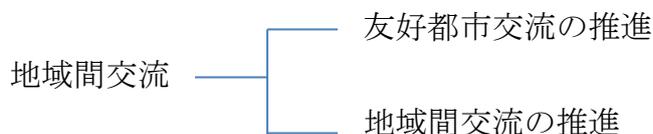
今後さらに災害時の応援協定の締結等も視野に入れ、相互交流の推進と拡大を図っていくよう両市町で調整していきます。

平成22年10月10日には、香川県土庄町の「大坂城残石記念公園」と「愛宕公園」とを結ぶ友好公園の調印を行い、新たな交流、情報交換、特産品のPRなどにより、地域の活性化が期待されています。

今後も、これまでの取組みを継続するとともに、行政主導の交流だけでなく、町民主体による交流を一層促進し、幅広い分野での交流を展開していくことが必要となっています。

また、周辺市町村との交流についても、積極的な推進を図り、連携観光等に活かしていきます。

#### 【施策の体系】



#### 【基本施策】

##### ■ 友好都市交流の推進

- ① 久喜市友好都市交流や土庄町友好公園交流を推進し、当町の物産、史跡、観光資源などを大いに活用しながら、産業・教育・文化・スポーツなど多様な分野での住民交流も促進します。
- ② 交流により、新しい文化や産業、流通拡大等の形成を図ります。

##### ■ 地域間交流の推進

- ① 既存イベントの充実と魅力化を図り、交流人口の増加に繋がります。
- ② 当町の特性を生かし、新たな交流機会の創出、町振興のきっかけづくりや、情報発信に努めます。
- ③ 周辺市町村同士の意見交換会などを実施しながら、市町村域を超えた地域振興に努めます。

- ④ 北部上北3町村の交流を深めるため、共催イベントなどによる、新たな産業・文化交流事業の展開を検討します。

**【協働における町民等の役割の例】**

- ① 久喜市友好都市交流や土庄町友好公園交流には、交流者の一人となって積極的に参加するとともに、組織、団体でも自主的にイベント参画します。
- ② 「ホタテガイ」、「野辺地葉つきこかぶ」等収穫体験プログラムへの他地域からの児童等の受け入れ協力や、常日頃から当町の特性を生かした交流機会の創出や情報発信に協働して取り組みます。
- ③ 近隣市町村との共催イベントの検討、実施に一員となって参加します。

## 4 男女共同参画

### 【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を指します。

「男女共同参画社会基本法」の制定、それを受けた「青森県男女共同参画推進条例」の制定から15年近く経過し、男女共同参画を推進するための取り組みがなされてきましたが、依然として、性別による役割分担意識や社会経済条件の格差が存在しています。

女性の意識、価値観、ライフスタイルの多様化が進むとともに、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍が顕著になる中、当町においても「男女共同参画基本計画」に基づき、総合的に施策を実施していきます。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 男女共同参画の意識づくり

- ① 男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画基本計画」に沿った取り組みを実施するとともに、各種勉強会を継続して開催します。
- ② 広報誌やリーフレットの発行、講演会の開催、各種講座の充実などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めるとともに、自主活動の支援なども行います。

#### ■ 男女共同参画の環境づくり

- ① 男女雇用機会均等法や育児休業法などの諸制度の遵守について、研修会を行うなど事業所に啓発し、女性の出産・育児後の再就職の支援や、知識・技術等の習得機会の充実など、女性の就業環境の整備を進めます。
- ② 育児や介護に関する相談・情報提供・勉強会などを通じ、子育てや介護における女性の負担軽減策を推進し、充実した家庭生活、社会生活をおくれるよう努めます。
- ③ 男性の家事参画のための研修会や家事講習会等の事業を展開し、家庭における固定的役割の解消について啓発します。

■ 男女共同参画のシステムづくり

- ① 生涯学習講座、町民公聴会などでの託児サービスの展開など、女性が町行事や社会活動に参加できる環境の整備に努めます。
- ② 町が委嘱する各分野の委員会や審議会、地域組織など、あらゆる政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進し、女性の意見を反映させていきます。

【協働における町民等の役割の例】

- ① 育児や、家庭、地域における学習等において、男女共同参画についての啓発を推進します。
- ② 日常生活の中における性別による男女の役割分担意識や固定概念を見直しするように努め、地域、団体等においてこれらの相談体制を確立します。また、地域活動において、リーダーとしての女性の参画を促進します。
- ③ 男性が育児休暇、介護休暇を取得できる環境を積極的に整えます。

## 5 町民との協働

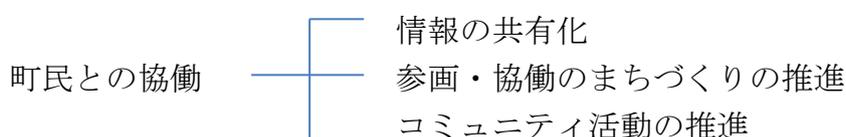
### 【現状と課題】

少子・高齢化や過疎化の進行などとともに町民ニーズの高度化・多様化に対応していく中で、行政の経営資源が縮小し、これまでの公共的サービスのすべてを行政が担うことが困難となってきています。また、地方分権改革の推進に伴い、これまで以上に地域の自主性・自立性が求められています。

こうした社会変化の中で自治体経営の維持・効率化を図っていくため、町民と行政が相互に連携・協力し合い、地域課題を解決していくことが重要となってきます。

今後はこれまで以上に、町民参画の基本となる広報・広聴活動の充実と積極的な情報公開に努めながら、まちづくりに対する町民の参画・参加を推進していきます。

### 【施策の体系】



### 【基本施策】

#### ■ 情報の共有化

- ① 広報のへじをはじめ、各種冊子やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を活用し、積極的な広報活動及び迅速な情報伝達を行うよう努めます。
- ② 「町長とみんなでしゃべる会」、「自治会長連絡会」、「行政相談」などを継続実施するほか、町民意識調査の実施、ホームページでの町民意見の集約などによる町民意向の把握などに努め、町民の声が行政に的確に反映されるよう公聴活動の充実を推進します。
- ③ 個人情報に十分配慮しながら、町民との協働の基本となる各種行政情報の積極的な公開に努めます。また、行政文書の適切な管理と情報公開開示請求に対応できる目録の整備に努めます。
- ④ 各自治会や各種団体との連携を密にし、町民との行政施策や各種情報の共有化を強化します。

#### ■ 参画・協働のまちづくりの推進

- ① まちづくりに向けて町民の積極的な参画、参加を促すため、まちづくりについてのシンポジウムやまち歩きの開催による学習機会の拡大などにより、町民意識の高揚と人材育成に努めながら、まちづくりを担う人材を発掘するため、勉強会や視察研修等を積極的に開催し、まちづくりのリーダーを育成するよう努めます。

- ② 各種の計画づくりにあたっては、町民の参画による町民理解・協力を得ながら協働で行うとともに、パブリックコメントを適切に行い、合意形成への町民参加の機会を確保します。
- ③ 各種委員会や審議会などの開催にあたっては、各種グループの代表や公募などによる町民の参画を促進し、幅広い層の意見を反映していきます。
- ④ 「野辺地町協働のまちづくり指針」の啓発と実行に努めます。
- ⑤ 自治会、地域づくり団体等、各種団体同士の交流・意見交換会や、まちづくりについてのワークショップ等を設け、まちづくりのアイデア創造、町民意見の集約等の機会を作るように努めます。
- ⑥ 各地域コミュニティ活動への助成を検討するなど活性化を支援します。

#### ■ コミュニティ活動の推進

- ① 自治会の組織の強化とコミュニティ活動の充実・活性化を促進し、町民相互の連帯感の形成を図ります。
- ② 各種地域づくり団体の活動を支援するとともに、地域づくりの担い手の発掘・育成に努め、功労のあった者の表彰などその意欲を更に高めることも検討して取り組みます。
- ③ 町民が自発的に行う社会貢献活動を促進するため、NPO法人の設立を積極的に推進し、地域の課題解決のため連携していきます。
- ④ 「町長とみんなでしゃべる会」を継続開催します。

#### 【協働における町民等の役割の例】

- ① 各種情報の収集に努め、自らも媒体となって広く的確に発信し、情報とアイデアの共有に参画します。
- ② 自己利益とともに、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の大切さを理解し、野辺地町を支えるべく、協働します。
- ③ 人口減少、高齢化が進む社会状況の中、減少する税収等を基盤として運営される行政だけでは町の機能維持は難しいことを認識し、協働に参加します。
- ④ 地域コミュニティの強化には、自ら一員となって取り組み、またその活動を仲間と連携して広げていきます。

